

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

氏名	かぶしきがいしゃ 株式会社アール・エフ・ラジオ日本 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 た ばた よし ろう 田 畑 善朗
住所	
担当者氏名・所属	
電話	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章提言 1 (1) ①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	AM放送の難聴対策については、もはや放送局側からの対応で解決することは困難な状況であり、災害対策という側面からも、FM波の利用について早急に制度整備をお願いいたします。 また電波割り当てについて、現在のFM帯域にFM波利用希望社の電波が収容できない場合は、マルチメディア放送の参入に配慮しつつV-Low帯域の一部をFM波に活用することが極めて現実的な方法と考えます。
第4章提言 2 (2) 放送対象地域の統合の検討	民間ラジオ放送の経営環境は依然厳しい状況が続いている。 経営基盤の強靭化の観点から、本件について民間ラジオ放送事業者の要望に応えられる制度整備に向けて検討を進めることに賛成いたします。
第4章提言 2 (3) 新たな制度整備の検討着手	事業再編に関し、ラジオ事業者の要望に応えられる制度整備に向けた検討に着手することに賛成いたします。
第4章提言 4 (3) ②受信機の普及	V-Low帯域の一部をFM波に活用することとなった場合、受信機の普及が一番の問題となります。ラジオ受信機の普及促進にあたっては、放送局の努力は当然のことですが、防災上の観点からも公的な普及促進支援をお願いいたします。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	株式会社STVラジオ 代表取締役社長 柴田正良
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 1 (1) ① 「…FM波の利用を、 難聴対策や防災対策に も利用可能とすること が適当である。…」	AMラジオの難聴対策や低地に位置するAM送信所の防災対策として、FM波を利用可能とすることは、極めて有効と考えます。特に、まずは現在FMラジオ放送で使用している帯域を利用可能とする提言については、受信機普及の観点から、聴取者へのメリットも多く、高く評価いたします。 なお、札幌圏など都市部を中心に、近年、マンションなど建物の堅牢化により受信環境が大きく変化しており、FM波の利用についての早急な制度整備を希望いたします。

大阪放送株式会社

放送ネットワークの強靭化策として、FM波を利用したAMラジオの中継局を設置することは、強靭化策として大変有効であり、賛同するものです。

ただし、使用する周波数について90MHz以上を利用する必要がある場合は、受信機の普及を促進するために公的支援等の施策が必要であると考えます。

また、放送ネットワークの強靭化を早期に達成するためには、送信設備に対する公的支援も必要であると考えます。

(別添様式)

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月18日

氏名	かぶしきがいしゃーひーじー らじお だいひょうとりしまりやくしゃちよう ますいせいじ 株式会社CBCラジオ 代表取締役社長 升家誠司
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 1. (1). ①1行目～ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である。	弊社のラジオ親局は、海拔0mの立地であるため伊勢湾台風相当の浸水被害を想定して局舎、アンテナ基部を嵩上げしていますが、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の場合には津波等で浸水する可能性があります。FM波を利用する方法は、災害対策としては最も実現可能であり、有効且つ最適な手段であると考えます。
第4章 提言 1. (1). ①12行目～ 難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用することが適当である。	AMラジオ放送の難聴対策や災害対策としてFM波を利用する事になった場合、『災害時により多くの聴取機会を確保する』という点において、現時点で普及している受信機で聴取可能な現在FMラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を可能な限り利用するべきと考えます。

#### 第4章 提言

4.13行目～

特に、我が国の中核的な音声メディアである県域ラジオ放送については、サービスの「エリアフリー化」(広域展開)の推進と「メッシュ化」(地域密着性の強化)の推進、具体的には、ラジオと各種メディアとの連携の中で、ラジオコンテンツが、より広域に、ひいては、海外においても聴取できるようにすることや、地域社会に一層密着したコンテンツの提供や難聴、防災といった地域的課題の解決を行っていくことが重要である。

現在、ラジオ放送が地域に密着した放送を行い、地域の聴取者に支持されることで、「放送の地域性・多元性・多様性」が確保されており、これがエリア免許制度の意義であると考えます。「エリアフリー化」はやり方によっては、大きな市場を重視する経済効率性が優先され、市場規模の大小に関係なく地域に根ざしている県域ラジオ放送の経営の弱体化を招く可能性があります。地域に密着することで地域文化を担っている県域ラジオ放送の弱体化は、「放送の地域性・多元性・多様性」を損ない、ひいては「メッシュ化」推進にとってもマイナスとなることを危惧します。「エリアフリー化」はコンテンツの広域展開のためのあくまでも手段であると考えます。本来の目的であるコンテンツの広域展開は、エリア免許制度との整合性に配慮しながら進めるべきと考えます。従って、「エリアフリー化」の実施方法については、様々な観点からの慎重な検討が行なわれる事を要望します。

別添様式

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	かぶしきがいしゃ ていびーえす あんど 株式会社 TBSラジオ & コミュニケーションズ たいひょうとりしまりやくしゃちょう いりえ きよひこ 代表取締役社長 入江 清彦
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	<p>本中間取りまとめ(案)は、東日本大震災でその役割が再認識されたラジオが、国民の生活に密着した必要不可欠な情報提供手段であることを踏まえ、今後も、ラジオが国民に対し、地域に必要な情報を提供する体制や環境を維持していくために必要な方策について、多角的な検討および提言が示されており、高く評価しております。</p>
<p><b>第4章 提言</b> p37, 38 <b>放送ネットワークの強靭化</b> <b>(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化</b> <b>① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備</b></p>	<p><b>AMラジオ放送について、現在は、外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とする考えを支持いたします。</b></p> <p>現在AMラジオが抱えている難聴問題は、サービスの低下という経営の根幹に関わる大変深刻な問題であり、一刻も早い対策が望まれているところであります。具体的な改善策として、AMよりも電気的なノイズに強く、一定の開口部(窓)のある建物であれば電波的に入りやすい性質を持つFM波を利用するとの提言は、この難聴問題に対して高い改善効果が期待できるものと考えております。</p> <p>またAMの送信所の多くは、その電波的な特性から、海や河川に隣接する場所に立地しており、東日本大震災の経験から津波や洪水の影響が懸念されているところでありますが、高台や自立鉄塔に設置が容易なFM波を補完的に利用することは、災害時への強靭化として有効な対応策であると考えます。</p> <p>東日本大震災のような大きな災害時には、情報を収集する取材力とその情報を的確に取捨選択しながら正確に伝達する力が必要であります。</p> <p>過去の災害時には決まってデマが発生しており、中でも関東大震災発生時に流れたデマによるパニックや暴動が起きたケースは有名であり、混乱する災害時に玉石混交する様々な情報の中から悪意のある情報を避け、正しい情報をリアルタイムで正確に伝えることは、放送というメディアが担っている大変大きな役割であり他メディアと一線を画すところであります。</p> <p>TBSラジオをはじめ多くのAMラジオ事業者では、日々情報番組を数多く編成しており、日頃から地域に密着した情報を提供することが、リスナーとの信頼関係を生み、平時からラジオを聴いてもらうことに繋がっております。</p> <p>更に弊社の場合、実質テレビと兼営であり、その強力な報道体制が、有事においても、災害情報の提供に繋がるものであると考えております。</p> <p>これらの災害報道に対する体制やノウハウは、一朝一夕で身につくものではなく、既存放送事業者が、長い年月の中で築き上げてきたものであります。</p> <p>FM波利用に当たってのチャンネルの割り当てや送信出力の設定については、地域住民の安全、安心のための情報を確実に届けるという観点から、FM波利用を希望する各事業者の意向を十分に配慮していただくようお願いいたします。</p> <p>また今後の制度整備にあたり、難聴対策、災害対策としてFM波に用いる周波数の考え方として以下のように示されております。</p> <p>「まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz~89.9MHz)を利用することが適当である。</p> <p>また、アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-LOW帯(90MHz~108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分配慮した上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」</p>

	上記提言では、現在のFMラジオの帯域で足りない場合、隣接するV-LOW帯域に一部拡張してFM波の利用を可能とするとしており、この考えについては、支持いたしますが、帯域の配分については、既存放送事業者の持つ取材力や、災害報道へのノウハウが十分生かされる様、適切な配慮をお願いいたします。
<b>第4章</b> p 44 4 新たなアイデアによる事業展開の推進  (1) コンテンツ配信の広域展開	<p>本検討会の提言の中で、新たなアイデアによる事業展開の推進として、ラジオのコンテンツが、より広域に、海外でも聴取できることなど、サービスのエリアフリー化についての提言がされております。</p> <p>この提言につきましては、災害時対応の充実や事業基盤の強化、更にはメディア価値向上にも繋がるものと理解しておりますが、インターネットとの連携による広範囲のAMラジオ番組の配信については、地域密着とは相反する内容でもあり、この強靭化検討会のテーマから若干外れているように思われます。AMラジオ放送が県域免許制度の下に実施されていることなど、様々な課題について、別途、協議・検討できる場が必要であると考えます。</p>
<b>第4章</b> p 44 4 新たなアイデアによる事業展開の推進  (3) 受け手側の強靭化 ② 受信機の普及	<p>V-LOW帯でアナログFM放送を行う場合、現在市販されている受信機は、V-LOW帯に対応していない受信機が多い(特に車載機)ことから、V-LOW帯に対応した受信機の普及について提言されています。</p> <p>検討会の構成員からもこの点について、早期にV-LOWに対応した受信機の普及に向けた準備、取り組みが必要であるとの意見が出ており、大変重要な指摘であると考えます。</p> <p>そのほか、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄や、非常用ラジオの普及、促進などが提言されています。</p> <p>これら受信機への対応については、もちろん放送事業者側の積極的な取り組みが不可欠であると考えますが、受信機普及の推進については、国の支援をいたくとともに、受信機メーカーや自動車業界等関係機関へ官民一体となって強く働きかけることを要望いたします。</p>

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年 6月17日

(ふりがな) 氏名（注1）	かぶしきがいしやにっぽんほうそう　むらやまそうたろう 株式会社ニッポン放送 代表取締役社長 村山創太郎
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
第4章 提言（全体）	<p>本提言は、ラジオ放送が災害時に果たしてきた役割、又、地域情報・地域文化の担い手たる役割を理解し評価していただいた上で、将来にわたってその重要な役割を担っていくためにラジオ放送事業者が取り組むべき課題を、「放送ネットワークの強靭化」のみならず、「経営基盤の強靭化」、「自治体との連携強化」さらには「新たなアイデアによる事業展開の推進」といった多面的な視点から指摘、それらへの示唆に富んだ提言と理解しております。</p> <p>特に我々AMラジオ放送事業者にとっては、最重要課題である「難聴問題」「送信設備の災害時の脆弱性等の課題」の解決に向け、大いなる期待が持てる内容であると同時に、経営面における厳しい現状を打破するための重要な提案が数多く示されており、今後、ラジオ放送事業者として積極的、かつ真摯に検討すべき内容であると受け止めております。</p> <p>限られた期間にあって本提言作成のために労を多とされました構成員の皆様、そして事務局の皆様にあらためて敬意を表します。</p>
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネット	<p>AMラジオ放送について、ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備推進に際し、FM波の利用を可能とすることが適当であるとの提言に賛同いたします。</p> <p>▶首都圏においては、建物の高層化に伴う堅牢化に加え、IT機器を中心とする電子機器や電気器具が発する不要輻射電波により都市型</p>

<p><b>ワークの強靭化</b></p> <p>①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備</p> <p>ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。</p> <p>その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である。</p>	<p>難聴の影響も年々増大し、これら聴取環境の悪化は、当社のラジオ放送事業継続にも大きな影響を与えています</p> <p>▶これらの都市型難聴対策としては、「中波中継局の整備」「送信出力の増力」「周波数変更」等が考えられますが、いずれも実現へのハードルが高く、そもそも当社が放送エリアとする関東首都圏での「都市型難聴」は、「中波の伝播特性」や「変調方式（振幅変調）」に起因することから、これらの方策は有効とは言い難いのが現実です</p> <p>▶また、当社木更津送信所は東京湾より7km、海拔10mを確保、東日本大震災発生時の木更津港で観測された津波（3m程度）には耐えられる設計となっていますが、近い将来発生する可能性が指摘されている首都直下地震、南海トラフ巨大地震において、巨大津波の発生により隣接する小櫃川が想定外の遡上高に及んだ場合には、浸水による送信所機能の停止の危険性も否定できません</p> <p>▶さらに、津波等の直接被害を免れたとしても、東日本大震災での実例のように送信所周辺地区の浸水や液状化現象が生じた場合、停電時の自家用発電機用燃料運搬のための補給路の確保も大きな課題となっています</p> <p>▶これら災害への対策としては、送信施設の“嵩上げ”、及び周辺地区的浸水・液状化対策が考えられますが、多大な手間と多額の費用、並びに長期間の停波が伴うことから現実的には困難と思われます以上のことから、難聴対策ならびに災害対策として送信所（中継局等）の整備を推進するにあたっては、関東広域エリア内の少なくとも東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相応の出力を備えたFM方式中継局を、都内高台（タワー等）に設置、運用することが最も有効と考えられることから、本提言に沿った形での制度整備等をお願いするものです。</p>
<p><b>第4章 提言</b></p> <p>1 放送ネットワークの強靭化</p> <p>(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化</p> <p>①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備</p> <p>アナログテレビ放送の1chから3chで</p>	<p>難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数について、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、V-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についてもAM放送やFM放送において利用可能とすることが適当であるとの提言に賛同いたします。</p> <p>▶首都圏において、「放送ネットワークの強靭化」に相応しい難聴対策、災害対策を行うためには、周波数の有効利用の観点からも、関東広域エリア内の少なくとも東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相応の出力での送信がより効果的と考えますが、旧アナログテレビジョン放送に対するガードバンド帯域（86MHz～90MHz）における上記相応出力でのFM送信は、既存</p>

<p>使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V - L o w 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。</p>	<p>FMラジオ放送局（コミュニティ放送を含む）に混信を与えることが懸念され、結果、置局困難となることも十分に予想されます</p> <p>▶又、現時点で、同帯域（86MHz～90MHz）での上記相應出力のFM中継局が都心部において置局可能であったとしても、将来、建築物の堅牢化、IT機器のさらなる普及等により都市型難聴の発生エリアが拡大、より広いエリアでFM放送活用によるAM放送の補完のニーズが高まった結果、その対応としてV-Low帯域の一部の利用を再度検討しなければならなくなることも予想されます</p> <p>以上のことから、難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数に関しては、V-Low帯（90MHz～108MHz）の一部の周波数についてもAM放送やFM放送において利用可能とする制度整備等をお願いいたします。</p>
<p><b>第4章 提言</b></p> <p><b>1 放送ネットワークの強靭化</b></p> <p>(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化</p> <p>②災害対策としてのバックアップ設備の整備</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が近い将来発生する可能性が指摘されていること等から、東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。</p>	<p>大規模災害への備えとして、ラジオ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要があるとの提言に賛同いたします。</p> <p>▶当社木更津送信所は東京湾より7km、海拔10mを確保、東日本大震災発生時の木更津港で観測された津波（3m程度）には耐えられる設計となっていますが、近い将来発生する可能性が指摘されている首都直下地震、南海トラフ巨大地震において、巨大津波の発生により隣接する小櫃川が想定外の週上高に及んだ場合には、浸水による送信所機能の停止の危険性も否定できません</p> <p>▶万一の場合に備えて、直ちに予備送信設備により放送を継続する体制を整えておりますが、その設備規模は本送信設備に及んでいないため放送エリアの狭小化は避けられません</p> <p>▶この対策としては、予備送信設備の本送信設備との同規模化が考えられますが、広大な土地の確保、ならびに多額の費用が必要となることから現実的には困難と思われます</p> <p>以上のことから、大規模災害発生時のバックアップ設備の整備推進対策として、関東広域エリア内の少なくとも東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相應の出力を備えた予備送信設備としての機能を併せ持ったFM方式中継局を、都内高台（タワー等）に設置、運用することが、「放送ネットワークの強靭化」に資する上で極めて有効であると考えるものです。</p>

(別添様式)

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年 6月18日

(ふりがな) 氏名（注1）	ぶんかほうそう 株式会社文化放送 代表取締役社長 三木 明博
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>ラジオは先の東日本大震災において、被災地の放送局による長時間にわたる災害報道に加え、被災地以外の放送局も含めて被災者の生活に欠かせない情報を報道するとともに、心のケアに重点を置いた番組を放送したことなどにより、被災された方をはじめ多くの方々から高い評価を受けました。</p> <p>こうした評価は、長年にわたり培ってきたラジオの取材力・機動力、そしてリスナーである地域住民の方々にいつも寄り添うメディアとしてのラジオの特性が遺憾なく発揮された結果であると考えます。</p> <p>当検討会において、このようなラジオの特性を再評価し、あらためてラジオの重要性を認識するとともに、「難聴問題」「災害対策」から「経営問題」までラジオが抱える諸課題について詳細に分析・検討し、その解決策をラジオの強靭化という観点から多角的かつ具体的な提言に取りまとめられたことに対し、敬意を表します。</p>
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ① 難聴対策、災害対策	<p>「ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所(中継局等)の整備を推進すべきである。その際には、AMラジオ放送については、現在は外国波混信対策に限定されていたFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」という提言を支持いたします。</p> <p>当社は、長年外国波の混信による難聴や都心の高層建築に</p>

としてのラジオ送信所の整備	<p>起因する都市減衰による難聴に悩まされており、これまでも対応策を検討してまいりました。</p> <p>しかし中波の特性や周波数事情により、抜本的な対策は講じられていないというか、講じることができないというのが現状です。</p> <p>中波による中継局設置では、敷地の確保の困難さもさることながら、周波数事情から同期放送が求められるものの、関東平野においては干渉地帯が人口密集地に発生することを避けることはできず、断念いたしました。</p> <p>一方、外国波混信対策としてのFM波による中継局設置は、首都圏の逼迫した周波数事情により実現には至りませんでした。</p> <p>今回、混信対策はもとより、災害対策、混信以外の難聴対策にもFM波を活用するという提言は、当社がこれまで検討し、実現に至らなかった対応策を実現可能にするものであり、大いに賛同いたします。</p> <p>また、「V-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」との提言についても賛同いたします。</p> <p>難聴対策、災害対策に資する能力、性能を備えた中継局を全国で置局することが重要であり、そのための周波数が現在FMラジオ放送で使用している帯域で賄えないのであれば、V-Low帯の一部を使用することは、必要であると考えます。</p>
第4章 提言 4 新たなアイデアによる事業展開の推進 (3) 受け手の側の強靭化 ③ ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進	ワンセグ放送を活用したラジオ放送番組の提供の促進について検討する場合、ラジオ放送事業者にはテレビとの兼営社、ラジオ単営社と経営形態が異なる社が存在することを念頭に、一部の局が不利益を被ることの無いよう、公平性に十分配慮した検討が必要であると考えます。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年6月17日

(ふりがな) 氏名	カブシキガイシャラジオフクシマ ダイヒヨウトリシマリヤクシャチョウ ホンダジュンイチロウ 株式会社ラジオ福島代表取締役社長 本多 鈴一郎
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
P37 放送ネットワークの強靭化(1)	<p>AM社にもFM波の利用を認める放送ネットワークの強靭化に賛成します。</p> <p>地方でも都市部ではビル化が進み、公共施設、病院、マンションなどAM波の受信が困難な所が増えています。特に、有事の際に避難所にもなる公共施設や災害弱者が生活する病院や高齢者施設、障がい者施設などでは、ラジオの受信環境の改善は不可欠です。</p> <p>一方、送信所から遠く離れた弱電界の地域では国内波の混信問題があります。外国波混信についてはFM波による放送の補完制度がありますが、国内波の混信に対してはFM波の活用制度はありません。</p> <p>また、当社が開局した約60年前は、アンテナを立てる土地の確保が容易でしたが、都市化が進み立替や移転が困難な状況となっていました。特に、親局の福島局は阿武隈川の近くにあり市のハザードエリアに入っている他、当社では最大出力を持つ郡山局は都市化の影響で市街地の中心部に位置しアンテナの立替は不可能な状況となっています。移転のためには平地に広大な土地が必要ですが、現在のサービスエリアを維持する条件で新たな敷地を取得し放送局を整備することは経営的に困難です。</p> <p>FM波の活用は、混信対策、都市型難聴対策に有効であるばかりでなく、経営の安定にも極めて有効ですので、AMラジオ社がFM波を利用して難聴対策をはじめとした放送ネットワークの強靭化に積極的に取り組める制度が必要だと考えます。</p> <p>整備の方向性については、事業者の自主的な取り組みで整備するのが望ましい形ですがラジオ単営社の経営基盤は脆弱です。更に、これまでエリア外だった中山間地域などの難聴対策のために新たな中継局を設置する事は一層困難ですので、こうした地域から要望があった場合には、平成4年～17年度まで実施されていた「民放中波ラジオ放送受信障害解消施設整備事業」のような放送ネットワーク強靭化のための新たな制度が必要だと考えます。</p>

P41 自治体との連携強化

自治体との連携強化と AM 難聴地域の解消を同時に進めるための一つの方法として、普段は AM ラジオ局の中継局として使用し、万一の災害発生時には割込み装置を使って独自の防災情報を放送できる FM 波による新たな形の受信障害対策中継局の開設検討を希望します。受信障害対策中継局は自主放送が認められておらず現在の制度では実施は困難ですが、それが実施可能な新たな制度ができれば、災害に強く、自治体、放送事業者双方に有益な放送ネットワークが構築できると考えます。

福島県内には、コミュニティーFM局を立ち上げる事が困難と思われる小さな町村が数多くあります。また、そうした町村の多くは中波送信所から遠く離れているため、その殆どが難聴問題を抱えています。

そこで、コミュニティーFM局で導入されているような自治体からの割込み可能な中継局を自治体と一緒に設置することが可能になれば、普段は AM ラジオ局の中継局として使用し、万一の災害発生時には割込み装置を使用して、自治体独自の意思で必要な情報を直接住民に届ける事が可能となります。こうした自治体による割込みが可能な中継局は、防災、減災に大きく寄与し、国土強靭化にもつながるものと思われます。

しかし、単に中継局の設置であれば、地方自治体が放送の受信障害解消を図るために放送の再送信を行う受信対策中継局を設置することは可能ですが、現行の制度では割込み装置など使用して自治体が独自番組を送出することはできません。受信対策中継局の仕組みを弾力的に運用できる新たな仕組み作りが必要だと考えます。

また、緊急割込み放送を中継所単位で実現するためには、現地の自治体と中継所を結ぶ中継回線が必要です。中継所となる山の多くは有線回線が引けない場所が多く、無線による STL が必要ですが初期設備費が膨らみます。

一方、割込み可能な中継局の設置を希望する自治体は予算規模が小さく、自治体独自の予算で中継局を整備することは困難です。過疎地での放送ネットワーク強靭化のためには町村の予算措置を助ける新たな制度が必要です。

福島県内には、高齢化が進む過疎地の他に、原発事故で避難を強いられた難聴地域を含む町村が数多くあります。町村への助成措置が制度化されれば、福島第 1 原発から 20 km 圏内の旧警戒区域の町村の難聴対策にも積極的に取り組み、住民の帰還推進に寄与したいと考えます。

P. 42 新た  
なアイディア  
による事業  
展開の推進  
(1)コンテン  
ツ配信の広  
域展開

サービスのエリアフリー化は大きな課題です。

原発事故の影響で、福島県は未だ16万人近くの被災者が避難生活を強いられています。更に、その内、6万人近くは県外への避難となっています。昨年3月まではradiko復興支援プロジェクトとして国内はエリアフリー化されていましたが、残念ながら継続されることはありませんでした。

一方、FM局は携帯キャリアとの連携でLISMO WAVEやドコモFMにより課金型でエリアフリーを実現しています。更に、コミュニティーFM局、臨時災害FM局ではJ C B Aインターネットサイマルラジオが運用され、エリアフリーが実現しています。しかし、AM局はクロスネット局が多く、しかもラ・テ兼営、ラジオ単営など経営形態も異なることなどから、足並みをそろえる事は困難です。

当社では、東日本大震災の発災当時、U S T R E A Mの協力で音声をサイマル配信しましたが、海外で生活する福島県出身者や福島ゆかりの方々から、安否の確認や応援のメッセージが寄せられるなど大きな反響を頂きました。グローバル化は今後とも一層進展する事が予想されますので、巨大災害時には地域情報を広範囲に配信することが必要だと考えます。しかし、残念ながらこれに対応できるプラットフォームが無いのが現状です。今回の放送ネットワークの強靭化の提言で、AMラジオ社にもエリアフリー化に向けての機運が高まる事を期待します。

P. 43 県域 ラジオ放送と コミュニティ ー放送との 連携	<p>災害の発生時、県域局とコミュニティFM局、臨時災害FM局が連携することは必要です。</p> <p>地震をはじめ、風水害、豪雪、火山噴火などの自然災害は、一つの市町村だけに限定して被害が発生することはありません。また、被災地に暮らす住民の生活も、居住市町村の枠の中だけに留まる事はありません。そう考えると、コミュニティFM局、臨時災害FM局と県域局が連携し、お互いの取材力を補完しながら災害情報を伝えることはたいへん重要です。</p> <p>しかし、多くの情報が錯綜する災害発生時に、複数の局が絡む放送のネットワークを迅速に確立させるには、日頃から番組を交換したり中継を行うなど、継続的な交流を深めておく事が不可欠です。こうした連携の動きは、東日本大震災を契機に大きく進み出そうとしていますが、安定的に取り組みを進めて行くためにはそれなりの費用が必要です。特に、経営規模の小さなコミュニティFM局、臨時災害FM局では、相互中継に必要なコードックを購入する事も困難です。他県では、コミュニティFM局と県域局の連携のため、県レベルで予算化され運用されているという事例もありますので、こうした都道府県の助成による連携の動きが一層加速化されることを期待します。</p>
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきかいしゃ わかやまほうそう) 株式会社 和歌山放送 (だいひょうとりしまりやくしゃちょう なかじまきお) 代表取締役社長 中島 章雄
(ふりがな) 住 所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	和歌山県の唯一の県域AMラジオ局として、今回公表された「中間取りまとめ（案）」は、大規模災害が発生した場合のラジオの有用性を改めて指摘していただきました。さらに、ファーストインフォーマー（第一情報提供者）としてのラジオの強靭化について、詳細に現状分析を行い、課題をあぶりだした上で、具体的な提言をいただいたものとして、高く評価させていただきます。
第2章 放送の強靭化に関する現状と課題	2. 民間ラジオ事業者の経営 で、①民放ラジオ事業者の経営状況では、厳しい見込みが示されています。再免許の申請でも、具体的な根拠を求められ、民放連研究所の予測に準拠する以外に選択肢がないのが実情で、苦慮しています。当社としては全力で生き残りを図る所存ですが、当局におかれでは、既存放送事業者の意向を十分に尊重していただき、適切な施策をしていただきたいと念願するものです。
第2章 同	南海トラフ巨大地震で、確実に甚大な被害が想定される和歌山県の県域ラジオ局としては、 3. 自治体と放送の連携 で、(2) ラジオの難聴解消への自治体による協力 とあるように「自治体による、国庫補助を活用した中継局整備への支援、中継局の土地等の無償貸与や固定資産税減免などの実施。」については、特に、切実に、実現を要望したいと思います。

第4章 提言1	<p>1. 放送ネットワークの強靭化 (1) 災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靭化 で、甚大な被害が想定される和歌山県の県域ラジオ局としては、県民の命を守るための情報インフラとしての自覚をさらに高め、同じ県域民間放送のテレビ和歌山とも協力し、「南海トラフ巨大地震に対する全国のモデルケースとなるように連携していきたい」と考えており、各段のご支援をお願いしたいと思います。</p>
第4章 提言1	<p>具体的には、特にラジオの強靭化について、AMラジオながら、地理的・地形的難聴解消のために、FM波による補完を当社としては考えておます。その整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、マイクロ波を使った災害用の伝送路の確保などについて、国庫補助と、厳しい自治体の財政事情の中、自治体がラジオの強靭化に積極的に取り組めるよう交付税措置などについて、「県民の命を守るための情報インフラ」という視点から、格段のご支援をお願いしたいと考えます。合わせて税制支援にも配慮をお願いしたいと思います。さらに自治体との連携強化については、自治体の財政状況を鑑みれば、実際には難しい、とするのが現状と考えます。これを打破するために、国として思い切った施策の新設などを要望いたします。</p>

「放送ネットワークの強靭化②に関する検討会」中間取り纏め（案）に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	あーるけーびーまいにちほうそう ながもり よしたか RKB毎日放送(株) 代表取締役社長 永守 良孝
(ふりがな) 住所	
担当者名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章提言 1(1)①災害対策・難聴対策としてのラジオ送信所の整備	✓ AMラジオ放送の災害対策や難聴対策として、既存FM帯・VLOW帯（一部）を利用可能としたFM中継局整備の提言は、AMラジオ放送の現状問題点を的確に整理されており、送信ネットワークの強靭化をはかる最も有効な手段であり、合理的であると考えます。 また、FM中継局のチャンネルプラン策定に当たっては、AMラジオの特性である広域サービスを補完する為、広域エリア放送可能な配慮を頂き、効率的な設備投資で置局できるよう希望いたします。
第4章提言 1(1)②災害対策としてのバックアップ設備の整備	✓ 予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備整備については、既存設備に於いて積極的に取り組んでおります。 ✓ しかしながら、更なる災害対策としての整備推進について、特にAMラジオのFM中継局整備等送信ネットワークの強靭化では、短期での多額な設備投資が見込まれる事から、バックアップ設備への公的な支援策を要望いたします。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめに関する意見書

平成 25 年 6 月 14 日

(ふりがな) 氏名	青森放送株式会社 代表取締役社長 長崎 昭義
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全般	今回の中間とりまとめは、災害時におけるラジオの果たす役割の重要性を評価し、その機能の維持・強化のために、放送ネットワークの強靭化のみならず、ラジオ経営基盤の強靭化等にも言及されており、まず、謝意を表したい。弊社も地域の放送局として、期待される役割を果たし続けることができるよう、努力していきたい。
4章 提言について	提言で述べられた放送ネットワークの強靭化や経営基盤の強靭化、新たなアイディアによる事業展開等の具体化にあたっては、昨今のAMラジオ広告市場の急激な縮小も鑑み、既存放送事業者の意向を十分尊重していただくことを希望する。
第4章 1 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化について	AM放送の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、早急に制度整備を行っていただきたい。 また、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、適切な制度構築を行っていただきたい。 両制度の整備にあたり「何らかの援助」を受けられる形にしていただきたい。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしやあきたほうそう) 株式会社秋田放送 (だいひょうとりしまりやくしゃちょう たちた さとし) 代表取締役社長 立田 聰
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	災害対策としてAMラジオ送信所を整備するにあたり、国際調整に要する時間、海岸、河川から離れた場所への新たな整備に要する費用を考慮すると現実的ではない。 既設AMラジオ送信所の強靭化として、FM波による補完中継局の設置はより早期に実現が可能と思われ、AM放送においてもFM波帯域の利用は妥当である。地域の周波数事情も鑑み、必要あればV-Low帯域も利用すべきと考える。 また送信ネットワークとしては、送信所のみならず演奏所機能の強靭化も必要である。例えば送出設備、スタジオ設備等の高層階への設置についても推進する必要がある。
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ④ 整備の方向性	難聴対策、災害対策について、放送事業者は早期に取り組むことが望ましいと考えるが経営状況、設備計画によっては直ちに取り組むことができない事情も考えられる。 放送事業者がより自主的に取組ができるよう柔軟な方向性の提示を望む。
第4章 提言 3 自治体との連携強化 (2) 災害放送等に関する連携強化	地域の災害情報の充実等に向けて、自治体、放送事業者、総合通信局等の連携強化するにあたり、より確実に安定して災害放送を継続させるために送信所等を維持するための関係車両等の通行、燃料確保等に向けて、国の積極的枠組み作りを希望する。

その他	<p>今回の中間とりまとめは災害時におけるラジオの重要性を評価していただき、放送ネットワークのみならず経営基盤の強靭化にも言及されており、当社としては感謝の意を表したい。</p> <p>災害対策としての放送設備の整備は、放送事業者としての責務ではあるが現在取り巻く状況において、積極的に推進するには厳しい環境にある。設備整備を遅滞なく進めるためにも幅広い支援をお願いしたい。また、ラジオ送信所等の補完のための送信設備については、電波利用料の免除等の支援策を望む。</p>
-----	---

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書  
平成25年6月17日

(ふりがな) 氏名	あさひほうそうかぶしきかいしゃ 朝日放送株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう　ねぎさか　さとし 代表取締役社長 脇阪 聰史
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	災害時における放送、特にラジオの重要性は当社もかねてより強く認識して取り組んできたところであり、これをふまえた放送ネットワークの強靭化の方向性に賛同する。
P. 37 第4章 1. (1). ① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備 ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所（中継局等）の整備を推進すべきである。 その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である。	AMラジオ放送の難聴対策や災害対策としてのFM波活用は有効であり、趣旨に賛同する。
P. 38 第4章 1. (1). ① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備 また、アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。	V-Low帯の周波数をAM放送で利用可能とすることは、都市難聴に左右されない広域災害情報の確実な伝達のためにも極めて有効であり、災害対策の観点から割り当てに際し優先すべきと考える。

P. 39 第4章 2 経営基盤の強靭化	経営基盤を強化するための施策が整備されて、経営上の選択肢が広がることは歓迎する。
P. 42 第4章 4 新たなアイデアによる事業展開の推進 特に、我が国の中核的な音声メディアである県域ラジオ放送については、サービスの「エリアフリー化」（広域展開）の推進と「メッシュ化」（地域密着性の強化）の推進、具体的には、ラジオと各種メディアとの連携の中で、ラジオコンテンツが、より広域に、ひいては、海外においても聴取できるようにすることや、地域社会に一層密着したコンテンツの提供や難聴、防災といった地域的課題の解決を行っていくことが重要である。	「エリアフリー化」がコンテンツ調達コストの上昇につながった場合、経営の強靭化に逆行する恐れがある。個々の放送事業者の経営判断を尊重するよう要望する。
P. 43 第4章 4. (2). ②ラジオ放送とケーブルテレビとの連携強化 イ ケーブルテレビ事業者が、ラジオ音声を各家庭にケーブル配信することに加え、配信する途中にギャップフィラー（ケーブルテレビ事業者、自治体等のラジオ放送事業者以外の主体が難聴地域においてラジオ放送の再放送を行う小規模な送信設備）を設置すること等による難聴の解消。	地デジでも実績のある、自治体や組合などが設置者となって、放送波を受信して再放送するギャップフィラーを、ラジオにおいても実現させることは、災害時の情報伝達・辺地における放送サービスの受信機会拡大の観点から有効と考えられる。
P. 44 第4章 4. (3). ①ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進 ア ワンセグ放送を活用したラジオ放送番組の提供について、放送事業者から要望があった場合には、検討に着手。 イ ラジオ受信機へのワンセグ放送の音声を受信する機能の組み込みやスマートフォン等へのラジオ受信機能の組み込みを推奨すること等により、受信側における情報入手方法の多様化を促進。	ワンセグ放送において、ラジオ放送番組が受信可能になることや、スマートフォン等へのラジオ受信機能の組み込みを推奨することは、ラジオ受信の多様化の観点から賛成するが、ワンセグ放送の副音声におけるラジオ放送利用は当該テレビ事業者の判断が一義的に尊重されるべきと考える。

以上

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見

平成25年6月18日

会社名・代表者	会社名：北日本放送株式会社 代表者：代表取締役社長 横山哲夫
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全般	<p>この「中間取りまとめ」では、副題に「災害時のファーストインフォーマーとしてのラジオの強靭化」とあるように、災害時におけるラジオの重要な役割を適確に捉え、その機能を維持・強化するため、物理的なネットワークの強靭化に留まらず経営基盤の強靭化や自治体との連携強化、新たなアイディアによる事業展開の推進まで、諸課題が広く整理されており、高く評価する。弊社はこれに盛り込まれた考え方や取組を参考にしながら、将来に向けて期待される役割を果たすべく真摯に取り組んで行きたい。</p> <p>さらには社会全般において、よりラジオの活用を促進し、日頃からラジオに親しむよう向けることが必要であると考える。特に教育に関してはその余地が大きいにあり、現在でも放送大学や語学番組は広く活用されているが、学校現場においてもラジオ番組や学校放送の利用、音声メディア教育の推進など、より一層の活用推進が望ましいと考える。</p> <p>当社では昨年より、午後のワイド番組の中に「ご近所小学校」というコーナーを設けて、給食時間に小学校から中継すると共に、それを当該小学校の学校放送にも流してもらい、普段ラジオに接することの少ない小学生にラジオの楽しさを感じもらっている。</p>

該当箇所	意見
第4章 1. (1) ①	<p>(原案)</p> <p>(略)、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz~89.9MHz)を利用可能とすることが適当である。</p> <p>(意見)</p> <p>難聴対策、災害対策として、まず現行帯域としたことを高く評価する。</p> <p>既に受信機が普及していることは、単に聴取者の利便に留まらず、ラジオ放送が災害時に十分な役割を果たすことに繋がる。さらにAMラジオの広告市場が急速に縮小する中で、新しい放送の聴取環境整備に手間を割かれず、結果として経営基盤の強靭化にも繋がり、本研究会の趣旨に適うと考える。</p>

該当箇所	意見
第4章 4. (1) ①	<p>(原案)</p> <p>① インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信</p> <p>(略) 民間放送事業者による（略）配信は電波法、放送法上特段の規制はない。諸外国でも、インターネットにより国境を越えてラジオ放送番組を配信し、世界中で聴取できる環境になっている。（略）我が国のラジオコンテンツが、より多くのリスナーに聴取されること、加えてリスナーがアクセスしやすいプラットフォームを構築することは、若者を中心に、将来のラジオファンの拡大の上で極めて有意義である。また、このことが、災害時対応の充実や今後の事業基盤の強化につながっていくものと考えられる。</p> <p>(意見)</p> <p>インターネットによる配信が拡大しつつあり、そのことがラジオファンの拡大や事業展開に資することを否定するものではないが、そのことが単純に、災害時対応の充実や今後の事業基盤の強化につながっていくわけではない、と考える</p> <p>特に県域ラジオ放送については、地域性が法的側面はもちろん、ネットワークのあり方や営業など、経営の根幹にあり、そのことを考慮しない単純な配信拡大は、本来の目的を達成し得ない。本項ではプラットフォームの構築にも言及しているが、実際に当たっては、ラジオの広域展開と地域密着性の強化との関係に十分な検討と配慮が必要である。</p> <p>本項の【参考】にいくつかの事例が挙げられているが、本来全国を対象とする放送であったり、放送対象地域に限定した配信が為されていたり、またインターネットでのみ配信されているラジオ放送である。テレビの衛星放送と地上波においても、メディア特性に応じて異なる編成が行われているように、全国放送と地域放送のあり方に相応の配慮が払われている。</p> <p>したがって、実際に放送ネットワークの強靭化に繋げるためには、関係者間において真摯な検討が必要であると考える。</p>

該当箇所	意見
第4章 4. (3) ①	<p>(原案)</p> <p>① ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進        ア ワンセグ放送を活用したラジオ放送番組の提供について、放送事業者から要望があった場合には、検討に着手。</p> <p>(意見)</p> <p>ワンセグ放送の活用には、以下に述べるように非常に多くの利点があるが、関係者間での意見交換や調整は為されていない。「検討に着手」との提言に賛成する。</p> <p>ワンセグ活用の利点だが、まず地デジのエリアは非常に広く、特にワンセグは大概の地点で受信できる。さらに送信設備の改修は比較的低廉に実現できる。受信機は広く普及し、携帯電話の搭載率は8割を超え累計出荷台数はとうに1億台を超える。したがってワンセグ放送の活用はラジオの受信環境の整備に大いに寄与し、放送ネットワークの強靭化に繋がる。</p> <p>さらに実施に当たって地デジ運用規定を整備する際には、ワンセグ放送にも文字スーパーの規定を導入することを提案する。現在ワンセグ放送では緊急地震速報が4秒程度遅れることに対策が為されていないが、併せて整備することで、この問題に対応できる。</p>

以上

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	(きゅうしゅうあさひほうそうかぶしきがいしゃ) 九州朝日放送株式会社 (たけうち けんじ) 代表取締役社長 武内 健二
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	今回の中間取りまとめ（案）は、災害時を中心とした放送の有用性を適正に評価するとともに、ラジオネットワークの現状や民間ラジオ事業者が抱える課題が良く整理されています。 ラジオの強靭化に関する提言は、示唆に富むものが多く、事業者として真摯に検討を進めていきたいと考えております。
第4章 提言 1. (1)難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	AM放送の置局上、県域を越えた隣接する地域にも聴取者が多数存在しています。加えて、都市型難聴地域はこれらの隣接地域を含めてAM放送のエリア内に散在しております。 FM波の利用にあたっては、現状のAM放送の聴取可能域を網羅することが、難聴対策、災害対策両方の面で、放送ネットワーク強靭化のために必須と考えます。 あわせて、ラジオの経営環境を考慮し、コストの最小化が可能な効率的な置局が可能となるよう、配慮いただきたいと考えます。 また、送信ネットワークの強靭化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備等への国庫補助や税制支援などを要望いたします。

第4章 提言 4. (1)コンテンツ配信の広域展開	現在行っているインターネットを用いたコンテンツ配信(radiko)は、そもそも難聴対策・受信機対策の一環としてスタートしたもので、配信エリアを免許域内とした経緯があります。「権利処理」にあっては、権利者にその旨をご理解いただき、権利に対する対価は「安価」乃至は「ラジオ放送における対価に含めさせて頂く」という対応をしています。 今後の検討に際し、ローカル局が「広域展開」を行う場合、権利処理に伴う多額の対価が新たに発生する可能性があることをお含みおきください。
------------------------------	---

以 上

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

氏名	株式会社高知放送 代表取締役社長 山本邦義
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第 4 章 提言	<ul style="list-style-type: none"><li>ラジオ放送の有用性を認識頂き、さらに経営基盤の強靭化にまで検討が及んでいることに、総論としては評価しております。</li><li>FM 波の利用拡大には賛同致しますが、AM 波と FM 波のサイマル放送はコスト的に過大となることはもとより、ラジオ送信所の高台移転等の地震対策が難しい本県の地理的環境を考慮すると、AM 波から FM 波への移行がベストの選択肢と思われます。FM 波への移行に向けて、さらに検討頂きたいと考えます。</li><li>さらに送信所整備をはじめ、バックアップ設備の充実といった放送ネットワークの強靭化においては、事業者の自助努力だけでは早期の実現は厳しいと考えます。早期の実現、長期的な安定運用を考えた場合、国や地方自治体より地震対策として支援頂けるような制度設計を検討頂きたいと考えます。</li></ul>

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ(案)」に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしゃ さんいんほうそう) 株式会社山陰放送	(さかぐち きっぺい) 代表取締役社長 坂口 吉平
(ふりがな) 住 所		
担当者氏名・所属		
電 話 番 号		
電子メールアドレス		

該当箇所	意 見
難聴対策・災害対策としての送信ネットワークの強靭化	<p>AMラジオ放送について、現在は外国波混信に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である旨の提言、および、その際に使用する周波数について、まずは、既に市場に広く普及しているFMラジオ放送で使用されている帯域(76.1~89.9MHz)を利用可能とすることが適当であるという提言に賛成します。</p> <p>なお、FM局とAM局の両方を維持していくことは、民間放送事業者の経営を極めて圧迫します。難聴対策・災害対策という公共的側面も鑑み、その負担軽減に対する制度整備を要望します。</p> <p>また、放送ネットワークの強靭化整備は、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備のみならず、演奏所設備や伝送回線設備などを含めた放送システム全般に対し必要と考えます。制度整備にあたっては、これら放送システム全般を検討の対象とするよう希望します。</p> <p>民間ラジオ放送事業を取り巻く経営環境が極めて厳しいなか、真に必要な難聴対策や災害対策を着実に実施するため、強靭化を目的とした対策の具体化に際しては、整備に係わる負担軽減のための支援を強く要望します。</p>

地域密着型情報ネットワークの構築推進 (②臨時災害放送局の開設の円滑化)	<p>災害発生時において、被災地への情報提供等ラジオ放送の果たす役割は極めて重要です。</p> <p>県域(広域)ラジオ局とコミュニティー放送や臨時災害放送局のような局所的情報を主体とする放送局との連携強化が放送ネットワークの強靭化には不可欠であり提言に賛成します。</p> <p>臨時災害放送局の開設に時間をしていたのでは、災害拡大を防ぐことが困難となります。</p> <p>各自治体ごとに臨時災害放送局が開設可能な周波数について予め検討・開示しておき、必要時に即座に開局できる制度整備を望みます。</p> <p>また、臨時災害放送局設備の円滑な導入や受信機の普及のためには、各自治体への国の支援が必要と考えます。</p>
---	--

以上

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年 6月17日

(ふりがな) 氏名	しこくほうそうかぶしきかいしゃ 四国放送株式会社	うるしはら かんじ 漆原 完次
(ふりがな) 住所		
担当者氏名・所属		
電話番号		
電子メールアドレス		

該当箇所	意見
AMラジオ放送局のFM波の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>難聴解消のための補完としてのFM波の利用促進は非常に重要なことと思います。今後の状況によっては完全FM化も一考する余地があると考えます。</li> <li>災害対策としての高所移転ならびにFM補完置局等により経営圧迫が懸念される局も出てくる可能性があります。また、国民の生命・財産を守る見地から国は情報発信の重要なメディアを存続させる義務があると思われますので、国からの何らかの援助をお願いしたいと思います。</li> </ul>
V-IOW帯の新たな活用 (一部のFM転換使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域によってはチャンネル逼迫により更なるチャンネルが確保出来ない状態が懸念されます。この状態を開拓するためにもV-IOW帯の一部をFM転換に使用する事は必要と考えます。但し、将来ラジオ事業者全体で再度デジタル化を目指すのであれば、デジタル参入を前向きに考えたいと思います。</li> </ul>
インターネットなどと連携したラジオの エリアフリー化、地域密着化	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットとの連携に異議は無いし、有事にエリアフリー化することはやぶさかでは無いが、常時のエリアフリー化に関しては地域情報の希薄化等を懸念します。放送免許が県域である事の意義を重視したい。また、地域密着化という点でも、きめ細かなサービス提供を鑑みればエリアフリーとはならないと考えます。</li> </ul>
ワイドバンド受信機の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>AM局のFM波利用促進およびV-IOW帯の一部FM転換を考えた場合、ワイドバンド受信機の普及は必要不可欠であります。現在、リスナーが使用している受信機に加え、携帯機およびカラーラジオへのビルトインにより負担額も少なく、普及も簡単に行えると考えます。</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・更新が間近にせまっているAM局が多々あることを考慮すれば、AM局のFM波の利用促進は急務であります。</li><li>・東日本大震災以降の有事対応への取り組みを考慮すると、経営困难が目の前に迫っているAM局の救済を国が検討、実践して頂けるならば情報サービスの安定供給、ひいては国民が安心安全に暮らすための一助になると考えます。</li></ul>
-----	--

「放送ネットワークの強制化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな)	(しずおかほうそうかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやくしやちょう かつらひではる)		
氏名（注1）	静岡放送株式会社	代表取締役社長	桂 英治
(ふりがな) 住所			
担当者氏名・所属 (注2)			
電話番号			
電子メールアドレス			

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
37P 第4章1-(1)-① AMラジオ放送について、現在は 外国波混信対策に限定されている FM波の利用を、難聴対策や災害 対策にも利用可能とすることが適 当である。	AMラジオ放送事業者、聴取者双方の利益に適う提言であると評価します。
37P~38P 第4章1-(1)-① 周波数の確保には外国主管庁との 国際調整が必要とされており、ひ とたび放送をやめた後にその周波 数で再開することは容易ではなく、また、我が国で使用周波数が 減少すると外国から到来する不要 なAM波が増加する可能性も高ま る。このため、FM波による中継 局の整備に伴い、AM局を廃止す ることについては、国際権益確保 の観点から、慎重な検討が必要で ある。	難聴・災害対策のためFMによる補完局を開設し施設の強制化が達成されても、その建設費とAM・FMサイマル放送を行うランニングコスト増は厳しい経営環境にあるAMラジオ放送事業者に更なる負担を求めることがあります。また、将来的にはAM送信所の更新に備える必要があります。「AM局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要である」とする以上、 <u>国庫助成を含めた柔軟な制度設計をお願いいたします。</u>
38P 第4章1-(1)-① 難聴対策、災害対策として整備す るFM波による中継局に用いる周 波数については、まずは、現在F Mラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)を利用可能 とすることが適当である。	特にV-Low 帯用車載FM受信機の普及には一定の年数が見込まれることか ら、まずは現用周波数の利用を認めることとした提言を評価します。しかしながら、現用周波数はコミュニティFM局の相次ぐ開設で帯域事情が逼迫し ていることも事実です。コミュニティFM局に比較してより広域で災害情報 を提供できるAMラジオ放送事業者に優先的な周波数割り当てが可能とな るよう配慮をお願いいたします。

<p><b>38P 第4章1－(1)－④</b></p> <p>ラジオ送信所の整備、バックアップ設備の整備、災害放送の高度化・高度化といった放送ネットワークの強靭化は、放送事業者の自主的な取組により行われることが望ましいが、この場合、放送事業者間においてその取組の内容は時期等に差異が生じる可能性もある。</p> <p>国は、真に必要な難聴対策や災害対策を着実に推進するため、送信所の整備やバックアップ設備の整備等に向けた方向性を明らかにすることが求められる。</p>	<p>国民の生命と財産を守る国土強靭化計画を遂行する上で、適切な災害情報を提供する手段としてラジオ放送に寄せられる期待の大きさを認識しています。放送の安全と信頼性を高めることは放送事業者の責務ではありますが、AMラジオ放送を取り巻く経営環境は厳しく、これが放送事業者間における取組内容の時期的差異を招くことになると想えます。提言の円滑なる実現のためにも設備投資に対する国庫助成や税制上の優遇措置を講じるようお願いいたします。</p>
<p><b>42P 第4章4－(1)－①</b></p> <p>インターネットを用いたコンテンツ配信は、地域や国境の垣根を越えてより多くの地域に配信することに適しており、民間放送事業者によるインターネットを用いたコンテンツ配信は電波法、放送法上特段の規制はない。諸外国でも、インターネットにより国境を越えてラジオ放送番組を配信し、世界中で聴取できる環境になっている。</p> <p>こうした中、インターネットによるラジオコンテンツ配信の事業性を踏まえつつ、我が国のラジオコンテンツが、より多くのリスナーに聴取されること、加えて、リスナーがアクセスしやすいプラットフォームを構築することは、若者を中心に、将来のラジオファンの拡大の上で極めて有意義である。また、このことが、災害時対応の充実や今後の事業基盤の強化につながっていくものと考えられる。</p>	<p>搬送路としてのインターネット利用は若年リスナー層へのリーチの広がりと新たな聴取習慣を喚起する上で有用であると考えます。しかしながら県域ラジオ放送の「エリアフリー」化は聴取者やクライアントにとって無用な混乱を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>「放送政策に関する調査研究会」でNHKのインターネット関連業務等のありかたが示された際、民放連は国内に地域制限を設けていないNHK「らじる★らじる」に対し「ラジオ放送の難聴改善という目的に照らせば、本来は各地域放送局の放送対象地域に即してインターネット配信することが適切」と意見を述べています。</p> <p>「とりまとめ案」の別項にも示されている「地域社会に一層密着したコンテンツの提供や難聴、防災といった地域的課題の解決を行っていくことが重要」とする理念こそが県域ラジオのあるべき姿と考えます。</p> <p>インターネットを利用してることで県域ラジオへの接触率向上の期待値は高まるものの、「エリアフリー」化については接触可能となるラジオ局が多様化することでリスナーの拡散を招く可能性があり、放送法及び放送普及基本計画に基づく地域免許制度との整合性も欠くことになることから、慎重な対応をお願いいたします。</p>

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年 6月18日

氏名	株式会社中国放送 代表取締役社長 青木暢之
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	<p>本中間取りまとめ（案）が短期間に、広範な視点からラジオが置かれている環境、災害時の存在価値が分析され、今後の課題の整理、的確な提言が示されていることを高く評価しております。</p>
第4章 1-（1） ①難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	<p>● FM波の利用について  AM波の難聴解消の具体的な改善策として、また海や川の近くに立地している送信所の災害対策への強靭化策として、FM波を利用との提言は、非常に有効と考えております。よって全エリアに補完的なFM局を置局し、送信ネットワーク構築を目指したいと考えております。  一方で、ICT機器、情報機器の普及により難聴状況がさらに深刻になることも十分予測され、AM難聴の軽減のためにICT機器、情報機器のノイズ低減をメーカーに働きかけることも併せて要望いたします。  また、受信者側の利便性を考えると、FM同期放送の導入についてご検討をお願いいたします。</p> <p>● V-10w帯の新たな活用  広島エリアで、現在のFM周波数帯の利用を、諸条件を鑑みてシミュレーションすると、AM波を収容するのは難しいと考えており、V-10w帯の一部を新たに活用できる制度整備を希望いたします。</p> <p>本文の調査データにもあるように、東日本大震災において既存放送事業者が果たした役割は大きいものがあります。それは、既存放送事業者がこれまで蓄積してきた、取材力、災害報道のノウハウ、長年にわたって築き上げてきた聴取者との信頼関係によるものと考えております。  FM帯の周波数割り当て、V-10w帯の新たな活用については、これらの能力、経験が十分生かされるよう配慮していただきたいと考えます。</p> <p>強靭化促進のための送信所、中継局整備について国庫の補助、税制面での配慮をお願いいたします。</p>

該当箇所	意見
第4章 1－(1) ②災害対策としての バックアップ設備の整備	当社においては、予備電源設備、予備送信設備についてはすでに整備済みですが、今以上のバックアップ体制を築くにはFM波を補完として利用していくことが有効と考えます。
第4章 1－(1) ③災害放送の高速化・高度化	緊急地震速報は対応済みです。速報発令後の緊急放送体制について、これまでの施策を再検証し、より迅速に、確実に聴取者に伝えられるよう、全社的（ラジオ・テレビ・インターネット）に取り組んでまいります。
第4章 3－(1) ラジオによる自治体情報提供 の推進	災害時に備えて、自治体情報提供を今以上に推進していくことは賛成ですが、従来、平時には自治体からの情報提供番組等は有料で行っている場合が多く、国から自治体への対策費等の配慮が必要ではないかと考えます。
第4章 3－(2) 災害放送等に関する連携強化	当社は災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定されております。 現在、中国総合通信局を事務局に、自治体、放送事業者、警察、消防、通信インフラ系企業、生活インフラ（電力・ガス…）系企業等を構成員とする「中国地方非常通信協議会」が定期的に会合を持ち、訓練も実施しております。 上記以外にも、当社をはじめエリア内放送事業者は、広島県防災会議、広島県水防協議会、広島市防災会議のメンバーとなっております。 これらの組織を基に、迅速で確実な情報提供のために、より実効性のある体制となるよう当社も努力し、連携強化を図ってまいります。
第4章 4－(1) ①インターネットによる海外 を含む、より広範囲のコンテン ツ配信	インターネットを活用した放送の配信は「radiko」で放送エリア内に限定した配信の実績がありますが、「エリアフリー化」は地域情報の充実の観点から、強制化の議論には馴染まないと思われます。慎重な協議・検討が必要と考えております。
第4章 4－(3) ①ワンセグによるラジオ放送 番組の提供の促進	●ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進 情報のリダンダシーの観点から、ワンセグによる配信は検討すべきものと考えていますが、権利関係には慎重に配慮しなければならないと考えています。

該当箇所	意見
第4章 4- (3) ②受信機の普及	●V-1 o w帯が受信可能な受信機の普及促進 外国輸出用の製品は、V-1 o w帯まで受信可能な機能を持っております。こういった製品を活用し、V-1 o w帯まで受信可能な受信機の普及促進を進めるようお願いいたします。

(別添様式)

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名（注1）	なんかいぼうそうかぶしきがいしゃ 南海放送株式会社 代表取締役社長 河田 正道
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意 見
全般	<p>「安心安全の国づくり」のために、放送ネットワークの強靭化が必要であるとの観点から、この検討会を立ち上げた高い見識に敬意を表します。</p> <p>ラジオ放送を60年近く続けてきた当社も、災害時（2001年・3月芸予地震 2004年・8月新居浜市集中豪雨）などにおいていかにラジオが有用なのかを実感しております。</p> <p>東日本大震災においてさらにそれが再確認されましたが、放送・送信設備そのものが災害によって機能を失う可能性も考えたネットワークの強靭化への取り組みは、官民あげて早急に取り組むべき課題と考えます。</p> <p>また、その大前提としてラジオ放送事業者の「経営基盤の強化」、今後の対応として「自治体との連携強化」、将来的な方向では「新たな事業展開」など諸課題が幅広く整理されており高く評価いたします。</p>

<p>「第4章 提言」</p> <p>1 放送ネットワークの強靭化 (1)</p> <p>① 災害対策・難聴対策としてのラジオ送信所の整備</p>	<p>整備されるFM波の周波数は、現在の帯域(76MHz～90MHz)を使用することが適当である…という方針を高く評価いたします。</p> <p>何よりも現行の受信機がそのまま使用できることは聴取者メリットも高く、新・デバイスの普及を待つ“時差”が防げます。</p> <p>四国地域においては、来たる「南海トラフの巨大地震」への対応・準備を具体的に進めており、そうした面でも、一日でも早いチャンネルプランの策定が望まれます。</p> <p>AM局を廃止することについては慎重な検討が必要である…ことについては十分に理解しております。</p> <p>しかし、AMラジオ局の経営の大きな課題は「広告収入の減少」に加えて、「送信設備の更新費用」問題があります。当社の場合、向こう20年で16億円強の設備投資予算が必要です。</p> <p>ラジオ部門の収入規模から考えれば、テレビのデジタル化以上の大きな投資、負担となります。</p> <p>2項で「経営基盤の強靭化」について述べられていますが、経営圧迫の大きな障壁としてAMアナログ送信設備の更新問題があることを改めて確認していただきたいと思います。</p>
<p>4 新たなアイデアによる事業展開の推進</p> <p>(1) コンテンツ配信の広域展開</p> <p>① …について</p>	<p>リスナーがアクセスしやすいプラットフォームを構築することが、将来のラジオファンの拡大に極めて有意義である…という考えに、基本的に賛同いたします。</p> <p>当社も2012年11月にラジオ聴取の機会拡大と新しい時代のラジオの在り方を考え、66番目の参加局として「ラジコ」をスタートさせました。</p> <p>将来的に「ラジコ」の県域制限を外し、エリアフリーにするということについては、営業現場などからはローカル放</p>

	<p>送の根幹に関わるという根強い反対意見もあります。一方では、コンテンツを鍛えれば全国を相手に勝負できるという前向きな意見もあり、統一見解には至っておりません。</p> <p>いずれにせよ、著作権問題や当該放送局全社の調整が必要だと思いますが、当社は前向きに対応していきたいと考えています。</p> <p>いわゆるワンセグを活用したラジオ放送の番組展開については、送信設備を新たに建設することを考えれば、比較的安い費用（4000万円程度）で実施できることにメリットを感じております。</p> <p>現在、相当数のワンセグ機能を持った携帯電話が出荷されており、受信環境の整備については大きく寄与するものと考えます。</p> <p>ラテ兼営局の当社の場合は、克服すべき課題は少ないと考えますが、テレビキー局との意見交換や調整などは行われておりません。</p> <p>ワンセグの利用についてはラジオ局の問題というより、テレビ局のビジネスチャンスをラジオに渡すという部分もありますので、その面でコンセンサスを得る必要があると考えます。</p>
--	--

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

西日本放送株式会社

南海トラフなどを震源とする巨大地震をはじめ、様々な大規模災害の可能性が指摘されている今、今回の「中間取りまとめ（案）」の副題でもある”ファーストインフォーマーとしてのラジオの強靭化”は、ぜひとも必要です。中間取りまとめ（案）は災害時のラジオの役割の重要性を評価し、その機能の維持強化のための取り組みについて種々検討していただいており、大変心強く受け止めております。

期待されている役割を果たしていくよう最大限の取り組みをしていく必要性をあらためて感じています。

弊社が考える「ラジオの強靭化」は、「災害に強い放送設備」と「有用な情報提供」の二つの点で現状よりも改善が進むことです。大規模災害発生の際にも「必要とされる質の高い情報を途切れることなく送り届ける」ための方策が最も重要な課題だと考えています。

しかしながら、送信設備の設置場所などから判断すれば、現在のAM放送を大規模災害発生時の有効な上表提供手段として位置づけることには不安要素が多くあります。すなわち、このままAM放送を維持するだけでは「強靭化」につながらないと考えます。

どうすれば「災害に強い放送設備から有用な情報提供ができる」のか？このことを踏まえると、送信設備は津波の影響を受けない「山の上」に設置する必要で、超短波を使用する放送がその条件に適しています。つまり、FM波の利用による送信設備の整備が「強靭化」への第一の必要条件だと考えています。

ラジオの強靭化を図り国民の安全確保を実現するためには、国、国民、公共性を持つ事業者が三位一体となり「最も有効かつ実現可能な方法は何か」を大局的に考える必要があります。

中間取りまとめ（案）でも指摘されているようにAMラジオの経営環境が厳しさを増す中、従来の枠組みにとらわれず「国民が必要とする情報を送り届けるために、わが国の音声放送のシステムはどうあるべきか」という観点に立ち、AM放送のFM波利用について早急に制度整備を行っていただきたいと思います。

弊社もその一員である県域ラジオ放送、とりわけ長い歴史を経てきた

AM放送局はわが国の音声メディアの中核であり、地域に密着した放送番組や取材活動を通して地域住民や自治体の信頼を得てきました。

放送エリアにおける自前の取材能力や情報収集能力を持ち、メディアとしての信頼を培ってきた県域放送事業者が災害時においてもその機能を十分に発揮できるかどうかは、国民の安全確保を考える上で極めて重要です。「放送ネットワークの強靭化」を進めていくためには、まず第一に県域放送事業者が災害時においても適切な情報を提供し続けられるようになりますが肝要です。ただ、前述したように民間ラジオ放送事業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、FM波の利用による「強靭化」を図りながらAM放送を同時に運営することは極めて困難です。

その意味で弊社を含めたAM放送事業者の意向を十分尊重していただき、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備等についても適切な制度構築と何らかの援助をお願いしたいと思います。

こうした制度整備によって強制化への環境を整えていく中で、災害時における自治体との連携強化や他メディアとの様々な連携の模索など  
新たな事業展開を図っていくことが、今後我々に課せられた使命だと  
考えております。  
次代の新しい放送ネットワークの形について、速やかに的確な方向性を打ち出していただきます  
よう、お願い申し上げます。

## 「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめについて

福井放送㈱

### 第4章 提言について

- (1) 「災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靭化」における提言において  
「災害対策・難聴対策としてのラジオ送信所の整備」「災害対策としてのバック  
アップ設備の整備」の項に賛成し、AM放送事業者は上記に関しFM放送を活用し  
たバックアップネットワーク局整備を推進すべく、制度の設計を早急に行う事を希  
望します。

尚 整備において提言2の経営基盤の強靭化や、早急な災害対策のためにも何らか  
の援助をお願いしたい。

またV-Low帯の一部をFM転換に使用する事に関し、周波数が逼迫する大都市圏  
においては賛成しますが、地方においては余裕があると思われ FM転換でのV-Low  
帯の波使用については地方では不要と考えます。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

氏名	ほっかいどうほうそうかぶしきがいしゃ 北海道放送株式会社	わたなべ たかし 代表取締役社長 渡辺 卓
住所		
担当者氏名・所属		
電話番号		
電子メールアドレス		

該当箇所	意見
第4章 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	AMの難聴・災害対策としてFM波を利用することは評価いたします。一方、AM局の廃止は国際権益の観点から慎重な検討が必要とありますが、FM波の利用は経営基盤の厳しいローカルAM局には2重投資であり大きな負担となります。FM波利用に伴うAM局の廃止は、これらの諸問題に配慮した上で可能なものから認めるべきと考えます。
1 (1) ④整備の方向性	難聴対策、防災対策として行う中継局の補完や移転、バックアップ設備の整備等に対し、国の支援を望みます。
4 新たなアイデアによる事業展開の推進 (1) コンテンツ配信の広域展開①インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信	放送コンテンツは、地域免許制度に基づき制作・放送されている現状の中で、インターネットによる配信が電波法、放送法上の規制がないとはいえ、「コンテンツの広域展開」は慎重に検討すべきです。
4 (3) 受け手側の強靭化①ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進	評価いたします。ワンセグはテレビと同じエリアであり、現在、多くのスマートフォンや携帯電話で視聴が可能です。また、従来のAM/FM受信機にワンセグの音声受信機能を搭載した商品も増えています。ワンセグ端末でのラジオ聴取が可能となれば、①地理・地形及び一部の都市型難聴の解消、②震災時には情報伝達メディアとして今以上の大きな役割、③若年層におけるラジオ離れ対策、④スマートフォンなどの受信機に搭載されるLSIにはワンセグ・V-Low両方に対応しているものもありV-Low普

	<p>及へも貢献するなど、多くのメリットがあります。</p> <p>ワンセグの活用は副音声ではなく、12セグメントのサイマル放送とラジオ番組の同時伝送が実現可能な1セグメントの帯域分割を提案いたします。(ワンセグのマルチチャンネル化)</p>
全体に対する意見	<p>AM放送は、辺地を含む広大なエリアのサービスに努めてまいりました。しかしながら、ラジオ広告市場の衰退、中継局の更新費用・土地確保など多くの課題がある中、親局以外に16の中継局を有する弊社におきましても、今後の中継局の維持・更新は、自助努力の限界となっております。災害放送の有用性やラジオの将来を見据えたとき、ラジオ放送は伝送路やデバイスに縛られることなく、AM・FM・V-Low・ワンセグなどいずれかの手段によりあまねく聴取可能とすることが重要と考えます。</p> <p>このような「伝送路・デバイスの多様化」は、聴取者の利便性が向上し、かつ、放送事業者の自主的な取り組みによる「ラジオの強靭化」が図られると考えます。</p>

以上

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

氏名	(かぶしきがいしやまいにちほうそう だいひょうとりしまりやくしゃちょう かわうち かずとも) 株式会社毎日放送 代表取締役社長 河内 一友
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	<p>中間取りまとめ（案）は、災害時を中心としたラジオ放送の役割を再評価したうえで、ラジオ放送の強靭化に関する現状と課題などを整理したものとして、高く評価する。</p> <p>中でも、AM ラジオ放送にとって、現状では難聴対策や災害対策への有効な手立てがない中、FM 波による中継局設置は難聴対策及び災害時における AM ラジオ放送の強靭化対策として非常に有効なことであり、その考え方方に賛同する。</p>
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	<p>近畿地区をはじめ、地域によっては現用の FM 帯(76.1MHz~89.9MHz)周波数が逼迫している。新たな FM 中継局やコミュニティ-FM を置局するためには V-Low 帯(90MHz~108MHz)の一部周波数を利用することが必須であり、高く評価する。AM ラジオ放送が平時においても災害時においても聴取できるように、FM 利用の周波数を V-Low 帯に確保することは国民の安心・安全を担うラジオ放送にとって非常に有効な策と考える。</p>
第4章 提言 1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ②災害対策としてのバックアップ設備の整備	<p>AM ラジオの FM 中継局による補完放送は、AM 親局が被災した時のバックアップとして非常に有効な手段と考える。</p> <p>例えば、弊社の場合、AM 親局（大阪府高石市）の標高は送信空中線周辺で 7.1m しかなく、局舎や整合舎といった建物をかさ上げするなどの津波・洪水対策はとっているが、冠水による通行不能も想定した非常用電源燃料補給ルートの確保までは難しい。さらに地表波である AM の電波伝搬特性を考慮すると AM 送信所の高台移転は不可能であり、高台に FM 中継局が設置できれば津波・洪水対策にとって非常に有効な手段と言える。</p>

<p><b>第4章 提言</b></p> <p>1 放送ネットワークの強靭化</p> <p>(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化</p> <p>③災害放送の高速化・高度化</p>	<p>テレビ受信機に比べ、ラジオ受信機は電池で駆動可能であるという点で、緊急警報放送（EWS）受信のための端末として大きな優位性がある。しかし実情は、ラジオ局から発信された EWS を受信して自動起動するラジオの機種が大変少ない状況であり、EWS の実効性を高めるためには、対応受信機の普及に向けた施策を進める必要があると考える。</p> <p>EWS を発信した場合は直ちに生放送で災害情報を伝える必要があるが、24 時間常にその対応ができる放送事業者は限られており、取り組み方については運用面とあわせて、更に検討すべきではないかと考える。</p>
<p><b>第4章 提言</b></p> <p>1 放送ネットワークの強靭化</p> <p>(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化</p> <p>④整備の方向性</p>	<p>FM 中継局での補完放送によって、AM ラジオの媒体価値はこれまで以上に向上すると期待でき、経営基盤を強化するためにも有効な施策と評価している。しかしながら、AM 親局の運用に加えて新たな FM 中継局置局という設備投資を行うことは、現在のラジオ放送事業者の経営状況を勘案すると、大きな負担となる。従って、難聴対策や災害対策を推進するためにも公的支援が必要と考える。</p>
<p><b>第4章 提言</b></p> <p>4 新たなアイデアによる事業展開の推進</p> <p>(3) 受け手側の強靭化</p> <p>②受信機の普及</p>	<p>難聴対策、災害対策として有効な FM 中継局を整備しても、受信機の普及が伴わなければ効果が得られない。V-Low 帯を FM 波に利用する際には、V-Low 帯受信可能な受信機の普及施策が必須である。特にカーラジオへの対応は災害対策としても重要であると考える。</p> <p>加えて、利用者数拡大が目覚しいスマートフォン等モバイル端末へのラジオ受信機能搭載を促すことも受信機普及に肝要であると考える。</p>

(別添様式)

「放送ネットワークの強制化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月11日

(ふりがな) 氏名	やまぐちはうそうかぶしきがいしゃ 山口放送株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃもと 代表取締役社長 岩田 幸雄
(ふりがな) 住所	
担当車氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
1 放送ネットワークの強制化 (1)災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強制化	送信ネットワークの強制化推進にあたっては、その地域の特性や実情に合わせて具体化することが望ましい。
4 新たにアイデアによる事業展開の推進 (1)コンテンツ配信の広域展開	県域ラジオ放送の「エリアフリー化」には反対。リスナーがアクセスしやすい環境を構築することは有意義と考えるが、その範囲は無線と有線で同一であるべき。
4 新たにアイデアによる事業展開の推進 (3)受け手側の強制化	放送ネットワークの強制化は、送り手である放送事業者と、受けてある聴取者の双方が強制化されて初めて成り立つものである。その点から、新たな周波数帯に対応した受信機が速やかに普及するよう、行政による積極的な支援を期待する。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめに関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	かぶしきがいしややまなしほうそう だいひょうとりしまりやくしやちょう のぐちえいいち 株式会社山梨放送 代表取締役社長 野口英一
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全般	災害や有事におけるラジオの果たす役割の重要性を評価していただき、また、その機能維持のための放送ネットワーク強靭化と経営基盤の強靭化にも言及された今回の中間取りまとめに対し、まずは謝意を表したい。 弊社も地域に密着した放送局として、県民の期待に応えられるよう、努力していきたい。
4章 提言について	AMラジオ広告市場の急激な縮小の中であることを踏まえ、経営基盤の強靭化・放送ネットワークの強靭化については既存放送事業者の意向を十分尊重し反映していただくことを希望する。
第4章 1(1)難聴対策、灾害対策としての送信ネットワークの強靭化について	AMラジオが抱えている難聴問題・災害対策問題の解決策として、FM波の利用は有効策の一つと考えるので、法整備を含めて制度整備を行っていただきたい。また、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、適切な制度構築を行っていただきたい。 しかし、これらの整備は経営をさらに圧迫する要因であり、電波利用料特例系数の継続を含め「何らかの援助」の検討をお願いしたい。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむあいち だいひょうとりしまりやくしゃちょう ほんだりゅうたろう) 株式会社 エフエム愛知 代表取締役社長 本多立太郎
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 1、放送ネットワークの強靭化 37 ページ 23~25 行目 38 ページ 4~6 行目	AM事業者が難聴対策として、緊急避難的にFM方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。 また「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等を希望する事業者ニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM事業者による例外的利用が検討されるべきである。
第4章 提言 1、放送ネットワークの強靭化 38 ページ 7~12 行目	90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、これまでの検討結果、発表内容を踏まえ、V-Low 帯 (90-108MHz) においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。
第4章 提言 4、新たなアイデアによる事業展開の推進	本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった

44 ページ 29 行目～45 ページ 1 行目	場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきである。
--------------------------------	---

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむあおもり だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじもと きよえ) 株式会社 エフエム青森 代表取締役社長 藤本 清栄
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送 (すなわち FM 放送=筆者註)」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)  「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局      2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局      3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

「チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90~108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむいわて) (だいひょうとりしまりやくしゃちょう むらた のりまさ) 株式会社 エフエム岩手 代表取締役社長 村田憲正
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	<p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載）</p> <p>「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。</p>

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</li> </ul> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチ</p>

	<p>チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。</p> <p>それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。</p> <p>さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。</p> <p>それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。</p> <p>90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に</p>
--	---

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてまあねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局 ((2) に掲げるものを除く。)」と明記されている。</li> </ol> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>「その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむえひめ だいひょうとりしまりやくしやちょう くすみとしかず) 株式会社 エフエム愛媛 代表取締役社長 久住敏和
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 全体	平成 20 年の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」、平成 22 年の「ラジオと地域情報メディアに関する研究会」などで提言されてきたことが、放送ネットワークの強靭化への解決策につながるものとして、当社においても参加に向けて取り組んでまいりました。しかし、残念ながら V-Low マルチメディア放送によるオールジャパンでのデジタルラジオへの移行は断念という結果になり、当社としても方向性を模索しております。放送ネットワークの強靭化の中でも言われておりますように、ラジオは災害時における重要な情報伝達機関として位置付けられており、その機能を果たす上からも、厳しい経営環境が続く中、「経営基盤の強靭化」が重要な事項と考えますので、提言に記載されております諸施策を放送事業者の意見を十分踏まえたうえで、取り組んでいただきたい。

第4章 提言

38頁 4~6行目

「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1-1-(1)-(ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載）

「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまり受信できるようにするために合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

- ( 1 ) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局
- ( 2 ) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局
- ( 3 ) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。

この趣旨からも、AM ラジオ放送について FM 波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AM ラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続して

いるコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。

38 ページ

7 から 12 行目

「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯（90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接）の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。

しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年（2009 年）10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。

同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型

コミュニティ放送を実施する、ものとされている。さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきただけだ。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型

コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策と

して整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。

38 ページ

13~18 行目

過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したもの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。

にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。

39 ページ

15~21 行目

賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。

44 ページ

29 行目~45 ページ 1 行目

「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。

然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用するこ

とがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。

37 ページ

23~25 行目

「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。

一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

- (1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局
- (2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局
- (3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。

この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。

AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむおおさか だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなべ よしひと) 株式会社 エフエム大阪 代表取締役社長 田辺 善仁
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

「チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施するものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目 (参考「V-LOW マルチメディア放送に関する検討結果について」民放連報道発表)	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を感じ不得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目 (コミュニティ放送の普及促進)	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目 (受信機の普及)	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90~108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聴くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
その他	<p>かりに、AM 放送（短波放送を含む）の都市難聴対策としての FM 波の利用するときは、その放送エリア、送信出力、置局場所等既存の FM 放送局の経営等にマイナス影響を及ぼさないように十分配慮すべきである。</p> <p>また、V·LOW マルチメディア放送に関しては今までの検討経緯を重んじ、早急に制度整備を行っていただきたい。</p>

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむ かがわ だいひょうとりしまりやくしゃちょう やました せいじ) 株式会社 エフエム香川 代表取締役社長 山下誠志
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようとすることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適當である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきている。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	についての検討をするべきである。
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用してきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行すべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局(2)に掲げるものを除く。」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90~108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむかごしま だいひょうとりしまりやくしゃちょう かどのその しげき) 株式会社 エフエム鹿児島 代表取締役社長 門之園 繁樹
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	<p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1-1-(1)-(ウ) 超短波放送 (すなわち FM 放送=筆者註)」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)</p> <p>「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。</p>

	<p>また、郵政省告示 661号「基幹放送用周波数使用計画」には「第1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1 kW未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</li> </ul> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成21年(2009年)10月16日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-LowについてはISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯</p>

「端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成20年（2008年）7月15日報告書を公表したが、その報告書では90.0MHz以上の周波数については、ISDB-Tsb方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成23年（2011年）11月22日付総務省報道資料「V-Lowマルチメディア放送の実証実験」、同12月27日「V-Lowマルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国FM放送協議会に加盟する県域FM局38社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Lowマルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによってAM放送とFM放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書においてV-Lowマルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38ページ10行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHzの周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM放送やFM放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用

	いる周波数についての検討をするべきである。
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90-108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1-3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1-89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うもの</p>

	<p>として方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですらV-Lowを使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37ページ 23~25行目	<p>「その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示661号「基幹放送用周波数使用計画」には「第1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまり受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う1kW未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</li> </ol> <p>この2)を拡張解釈して、AMの都市難聴対策することを容認する立場に立つとしても、90MHz以下の周波数はもとより90-108MHzのV-Low帯を使用する場合にあたっても、AM事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用してFM方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ(案)に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむくもと だいひょうとりしまりやくしゃちょう のがた まさじ) 株式会社 エフエム熊本 代表取締役社長 野方 正治
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	<p>「難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz~89.9MHz)を利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第1-1-(1)-(ウ)超短波放送」では、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定められている(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)。</p> <p>「現在FMラジオ放送で使用している帯域(76.1MHz~89.9MHz)は、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域FM局やコミュニティ放送など、明文として列挙されている事業者のニーズに割り当て、それが十分に達成された後に初めて、AM事業者による例外的利用が検討されるべきである。」 「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるよう、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割り当てることが、国民の利益に適っていると思われる。</p> <p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放</p>

	<p>送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている(以下も項目は続いている)。</li> </ol> <p>この趣旨から、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先で基幹放送基本計画に明記されている事業者へ十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限り、AMラジオの補完的な割り当てを検討すべきである。またこの場合においても、空中線電力の大きさの検討にあたって、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7～12 行目	<p>「アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯(90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成21年(2009年)10月16日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Lowについては ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。</p> <p>それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成20年(2008年)7月15日報告書を公</p>

	<p>表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。</p> <p>さらに、平成23年(2011年)11月22日付総務省報道資料「V-Lowマルチメディア放送の実証実験」、同 12月 27 日「V-Lowマルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国FM放送協議会に加盟する県域FM局38社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Lowマルチメディア放送の実用化に向け、投資を継続的に行ってきました。</p> <p>それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送(ラジオ)もデジタル化を貫徹することによってAM放送とFM放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書においてV-Lowマルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。</p> <p>90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM放送やFM放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low帯(90-108MHz)においても、まずは難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数について検討をする前に、ブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先、十分に、その普及を担保すべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらずV-Low(90-108MHz)の用途を、AM事業者のFM中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Lowと称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレ</p>

	<p>ビの1~3chに使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請として、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Lowマルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者だけでなく、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきたV-Lowへの参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用、【参考】として掲載することに違和感を禁じ得ない。V-Lowの周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39ページ 15~21行目	<p>賛同する。特に東京23区においては、まずは76.1~89.9MHzの周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分について、最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44ページ下から2行目 ~45ページ1行目	<p>「V-Low帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>本来V-Low帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですらV-Lowを使用することがあった場合の促進策が提言されるならば、論理的必然として、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備が前提とされるべきである。</p>
37ページ 23~25行目	<p>「その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能と</p>

することが適当である」と記述されている。

一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

- 1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局
- 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局
- 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。

仮にこの2)を拡張解釈し、AMの都市難聴対策をすることを容認する立場をとったとしても、AM事業者が緊急避難的に、90MHz 以下の周波数もしくは 90-108MHz のV-Low帯を使用してFM方式で中継局設置を希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないよう、慎重に調査検討すべきである。

AM事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件となる。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点からすると、あってはならないはずである。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむさが だいひょうとりしまりやくしやちょう おがわまさのり) 株式会社 エフエム佐賀 代表取締役社長 小川正則
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送 (すなわち FM 放送=筆者註)」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)  「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようとすることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。この趣旨からも、AMラジオ放送について FM 波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発</p>

表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。

38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目 ~ 45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用すること</p>

	<p>があった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37ページ 23~25行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</li> </ul> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。</p>

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむさんいん だいひょうとりしまりやくしやちょう はまべ ひろし) 株式会社 エフエム山陰 代表取締役社長 濱辺 弘志
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</li> </ul> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

「チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきている。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	についての検討をするべきである。
38ページ 13~18行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39ページ 15~21行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44ページ 29行目~45 ページ 1行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聴くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむとうきょう だいひょうとりしまりやくしやちょう ふきたみちおみ) 株式会社 エフエム東京 代表取締役社長 富木田道臣
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第 4 章 提言 37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>しかし、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈するとしても、AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、上記のとおり</p>

	<p>「当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定め」ことが強く求められる。難聴が発生している地域に限定されなければならない。</p> <p>そのためには手続き的にも、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聴くことができない範囲」についての情報を、国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような空中線電力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件となる。本来利用が認められている中波の周波数によって聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。</p> <p>とくに 90MHz 以下の周波数を使用する場合にあたっては、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局に対し絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p>
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	<p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1-1-（1）-（ウ）超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても列挙されている）</p> <p>「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに対して割当るべきである。そしてそれが十分に達成されたことが確認された後に、初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。</p>

	<p>「中間とりまとめ(案)」19ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされた東京都などの都市部においては、優先的にコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適していることは明白である。</p>
38ページ 7から12行目	<p>「また、アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯(90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成21年(2009年)10月16日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-LowについてはISDB-Tsb方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという経緯がある。</p> <p>それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成20年(2008年)7月15日報告書を公表したが、その報告書では90.0MHz以上の周波数については、ISDB-Tsb方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。</p> <p>さらに、平成23年(2011年)11月22日付総務省報道資料「V-Lowマルチメディア放送の実証実験」、同12月27日「V-Lowマルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、当社ならびに全国FM放送協議会に加盟する県域FM局38社は、協力して実施サービスの開発を継続してきた。福岡においては、地元企業を含む「既存ラジオ事業者以外」の企業群とも協同して、実験試験局を運用している。V-Lowマルチメディア放送の実用化に向けて、当社は、送信機、受信端末やその部品、サービスや番組開発に毎年数億円の</p>

	<p>投資を行ってきた。</p> <p>「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の国策に取り残されてきた音声放送（ラジオ）も、デジタル化を貫徹することが期待された。既存ラジオ事業者の立場からは、デジタル化によってAM放送とFM放送との音質の差がなくなり、かつ同じ環境で都市難聴を解消でき、ハードソフトを分離して「連結送信」することが、周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という方針に忠実に対応してきたものである。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書においてV-Lowマルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38ページ10行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。放送ネットワークの強靭化を図るのであれば、むしろ直ちにV-Lowマルチメディア放送を開始すべきである。にもかかわらず、アナログ放送を維持どころか、拡張するが如き提言は異様であるとすら評価せざるを得ない。</p> <p>90-108MHzの周波数を、緊急避難的、暫定的に「AM放送やFM放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先して、直ちに本放送をスタートさせ、十分にその普及を担保した後に初めて、アナログFM方式を使用した中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。</p>
38ページ 13~18行目	<p>過去からの総務省方針にもかかわらず、V-Low（90-108MHz）の用途をAM事業者のFM中継局利用にまで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Lowと称される90~108MHzの周波数は、従前はアナログテレビの1~3chに使用されてきた。これを国家的見地に立って「電波の有効利用」のために、移転・デジタル化したものであった。最終的には広く国民が負担をしてきた「電波利用料」を活用して、所謂「地デジ化」は無事達成されたものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかや、電波利用料の使途については、国民すべてが注目しているところである。</p>

	<p>V-Low マルチメディア放送については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が参入を促すものとされており、現実にも参入意欲があることは、数年来何度も実施されてきた参入希望調査への回答に明らかである。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表のみを【参考】として掲載し、まるでマルチメディア放送とアナログ FM を中継局利用することのバランスを取ることが、合意されているかのように表現されていることには大きな違和感を禁じ得ない。</p> <p>もし V-Low 周波数の用途変更を検討するのであれば、既存の AM 放送事業者の災害対策の脆弱さや都市難聴という、特定の業界の課題解決に限った検討ではなく、日本経済全体の成長戦略や新産業の創出、通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等、産業を横断した形で、全国民的議論を通じた俯瞰的検討を経て行うべきである。それを省略して、当該周波数の利用があたかも「既得権」であるかのごとく、特定業種の業界団体の意見を優先して反映することには、大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
44ページ29行目～45ページ1行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>しかし本来、V-Low 帯ではマルチメディア放送を行う方針が公表され、それに呼応して民間も準備をしてきた。アナログ放送においてすら促進策が提言されるとするならば、その前提として「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが必然であろう。</p>

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむとくしま だいひょうとりしまりやくしやちょう はたけやまけんいち) 株式会社 エフエム徳島 代表取締役社長 國山賢一
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようとすることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

「チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数につい

	ての検討をするべきである。
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90~108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむながさき だいひょうとりしまりやくしやちょう かわぞえかずみ) 株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長 川添一巳
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送 (すなわち FM 放送=筆者註)」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)  「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようとすることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局      2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局      3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適當である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数につい

	ての検討をするべきである。
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を感じ不得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局(2)に掲げるものを除く。」と明記されている。</li> </ol> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90~108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむふくおか だいひょうとりしまりやくしやちょう ささき かつみ) 株式会社 エフエム福岡 代表取締役社長 佐々木 克
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第一 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</li> </ul> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチ</p>

「メデイア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局 ((2) に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	株式会社エフエム宮崎 代表 取締役 社長 高橋武人
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	<p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz) を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送 (すなわち FM 放送=筆者註)」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載)</p> <p>「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域 (76.1MHz~89.9MHz)」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようとすることが、国民の利益に適っていることは明白である。</p> <p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使</p>

	<p>用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1～89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討すべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz～108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。</p>

	<p>それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。</p> <p>さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。</p> <p>それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。</p> <p>90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。</p>
38 ページ	過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low

13~18 行目	<p>(90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用すること</p>

	<p>があった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局 3) 超短波放送を行う中継局 ((2) に掲げるものを除く。)」と明記されている。</p> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 带を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、</p>

あつてはならないことと言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしきがいしや えふえむらじおにいがた だいひょうとりしまりやくしゃちょう なかの みき) 株式会社 エフエムラジオ新潟 代表取締役社長 中野 幹
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目 「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz ~ 89.9MHz）を利用可能とすることが適当である」の部分。	<p>郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1-1- (1) - (ウ) 超短波放送」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。(他に協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載されている。)</p> <p>現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz ~ 89.9MHz）については、<u>この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。</u>「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、<u>何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供</u>という重要な役割を十分に果たすことができるよう進めることが、国民の利益に適っていることは明らかである。</p> <p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に</p>

	<p>限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) <u>中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</u></p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。</p> <p>76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。既に先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信をもたらす事のないよう慎重に配慮するべき。</p>
38ページ 7~12行目 「また、アナログテレビ放送の1chから3chで使用されていた、デジタル放送に利用される予定のV-Low帯(90MHz~108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必用性を勘案し、AM放送やFM放送におい	<p>この周波数についてはそもそも、平成21年(2009年)10月16日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、<u>V-Low</u>については<u>ISDB-Tsb</u>方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。</p> <p>それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成20年(2008年)7月15日報告書を公表したが、<u>その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。</u></p> <p>さらに、平成23年(2011年)11月22日付総務省報道資料「V-Lowマルチメディア放送の実証実験」、同12月27日「V-Lowマルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、弊社を含む全国FM放送協議会に加盟する県域FM局38社が協力して、送信機、受</p>

ても利用可能とする ことが適當である」の 部分。	<p>信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。</p> <p>それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。</p> <p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張するごときの提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。</p> <p>90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、<u>V-Low 帯 (90-108MHz)</u>においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目 【参考】の部分。	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業</p>

	<p>者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目 ① コミュニティ放送の普及促進の部分。	<p>賛同する。都市部においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目 「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の部分。	<p>本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目 「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當	<p>郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則 — 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p>

である」の部分。

- 1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局
- 2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に  
超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局
- 3) 超短波放送を行う中継局 ((2)に掲げるものを除く。) と明記されている。

この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、既に運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。

AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべき事が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できる程までの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならない事と言わざるを得ない。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(おかやまえふえむほうそうかぶしきがいしや だいひょうとりしまりやく わかさしょうご) 岡山エフエム放送株式会社 代表取締役 若狭正吾
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</li> </ul> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきました。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにはかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90~108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。とりわけ東京 23 区においては、まずは 76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものと</p>

	<p>して方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適當である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適當でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局 ((2) に掲げるものを除く。)』と明記されている。</li> </ul> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聴くことができない範囲」</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取</p>

	可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。
--	--

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名	しづおかえふえむほうそうかぶしきがいしゃ 静岡エフエム放送株式会社 ゆうじましげいち 代表取締役社長 祐嶋繁一
(ふりがな) 住 所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
P37 第4章提言  1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化  ① 難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備  AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である	災害時のファーストインフォーマとしてのラジオの成果はよりきめの細かい地域の情報であると認識しています。このような場合は大電力で広くカバーするAM局の情報だけでなく、県域FM、コミュニティFMの役割も大きかったのではないか？したがって、災害対策という面でとらえた場合、AM局のFM波利用を検討する以前に「基幹放送普及計画」による県域放送を行う民間基幹放送事業者およびコミュニティ放送の普及を優先すべきと考えます。
P38  1 放送ネットワークの強靭化 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化  V-Low帯 (90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である。	弊社は V-Low 帯をマルチメディア放送で活用する帯域であり、また、将来の音声放送の移行先と捉えています。 新たなマルチメディア放送が県域またはコミュニティエリアをサービスエリアとすることで災害時の自治体との連携、地域の企業、団体などのきめ細かい情報提供メディアとして機能するものと考えます。したがって、V-Low 帯は本来の携帯向けマルチメディア放送として県域放送エリアを確保することを十分に検討した上で空いた帯域があれば AM 放送や FM 放送に利用することが適当と考えます。


「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(ひょうごえふえむほうそうかぶしきがいしや だいひょうとりしまりやくしゃちょう よこやまたけし) 兵庫エフエム放送株式会社 代表取締役社長 横山 剛
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
37 ページ 23~25 行目	「AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている部分について。 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局を AM の難聴対策をすることを容認する立場に立つとして、90MHz 以下の周波数、90-108MHz の周波数、を使用する場合にあたっては、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、難聴が発生している事実、またその範囲、を充分な形で特定し、すでに運用している無線局、コミュニティ放送局、コミュニティ放送局の中継局、県域放送局、またその県域放送局の中継局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。 また当該範囲にのみ到達するような空中線の地上高、出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件であると考えます。現在の AM で聴取可能である地域にまで、重ねて FM サイマル放送が到達するほどの高所からの輻射、大送信電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点からも、あってはならないことと考えます。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	(ひろしまえふえむほうそうかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやくしやちょう まつだ ひろし) 広島エフエム放送株式会社 代表取締役社長 松田 弘
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
第4章 提言 38 ページ 4~6 行目	「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適當である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1 - 1 - (1) - (ウ) 超短波放送（すなわち FM 放送=筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載） 「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ（案）」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よりも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようになることが、国民の利益に適っていることは明白である。

	<p>また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則一 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)」と定められている（以下も項目は続いている）。</p> <p>この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHz の周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に十分な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討するべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。</p>
38 ページ 7 から 12 行目	<p>「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。</p> <p>しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年 (2009 年) 10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマル</p>

チメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきただ。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靭化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯(90-108MHz)においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数に

	<p>についての検討をするべきである。</p>
38 ページ 13~18 行目	<p>過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low (90-108MHz) の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。</p> <p>V-Low と称される 90~108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1~3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。</p> <p>V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。</p> <p>にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。</p>
39 ページ 15~21 行目	<p>賛同する。76.1~89.9MHz の周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p>
44 ページ 29 行目~45 ページ 1 行目	<p>「V-Low 帯でアナログラジオ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来 V-Low 帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応してその準備をするものと</p>

	<p>されてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p>
37 ページ 23~25 行目	<p>「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。</p> <p>一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまり受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</li> <li>2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</li> <li>3) 超短波放送を行う中継局(2)に掲げるものを除く。」と明記されている。</li> </ul> <p>この 2) を拡張解釈して、AM の都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz 以下の周波数はもとより 90-108MHz の V-Low 帯を使用する場合にあたっても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、<u>現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲</u>についての情報を国民一般に広く公開し、<u>その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきこと</u>が、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまで</p>

の大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、  
あってはならないことと言わざるを得ない。

(別添)

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

(ふりがな) 氏名	につけいらじおしゃ (株) 日経ラジオ社 代表取締役社長 鈴木健司	すずきけんじ
(ふりがな) 住所		
担当者氏名・所属		
電話番号		
電子メールアドレス		

意 見

該当箇所	意見
第4章 提言	<ul style="list-style-type: none"><li>中間とりまとめ(案)で、第4章の提言の中に「短波放送」の記述がまったくなかったのは残念である。</li></ul>
全体について	<ul style="list-style-type: none"><li>全国放送である短波ラジオは災害対策基本法上の指定地方公共機関に指定されており、防災に寄与する責務を負っている。(参考資料の第2章の3、自治体と放送事業者の連携の項を参照)</li><li>3・11の東日本大震災の際には東北の被災地で一時的に停波するラジオ局があったが、その放送エリアにも短波放送の電波は届いており、地元ラジオ局の放送が聴取できなくても、受信機があれば短波放送を聞くことができた。</li><li>3・11の直後、福島のラジオ局の災害情報を短波放送により全国放送し、原発事故後に県外に避難した住民やその家族、親戚、友人に現地の情報を伝える役割を果たした。</li><li>上記のように短波放送はラジオ放送の一方式として定着し、特に唯一のラジオ全国放送として、災害時の情報伝達にも大きな役割を果たしている。制度設計に当たっては、短波もネットワーク強靭化の対象に含めるよう要望する。</li><li>提言の中にAM放送という言葉が繰り返し使用されているが、放送法にはAMという表現はなく、周波数の違いにより中波、短波、超短波と分類されている。これに対し、ラジオ放送を変調方式で分類した場合に、AM(振幅変調)とFM(周波数変調)の2方式があり、中波、短波はともにAMの中に含まれる。この提言の中でAMと表現されている部分は、中波・短波共通のことを指すと定義し、短波を強靭化政策の対象に含めて制度設計するよう要望する。</li></ul>

	<p>提言では、地域密着型情報ネットワーク、コミュニティ放送の普及促進、自治体との連携強化などの必要性が強調されているが、災害時に国民が必要とする情報は必ずしも限定されたエリア内の地域情報だけとは限らない。政府をはじめ、電力などのライフライン企業、航空、新幹線など広域移動に必要な交通機関、金融機関など公益性の高い民間企業などの持つ一次情報をあまねく国民に知らせるには、広域放送、全国放送の役割も大きい。放送ネットワークの強靭化にあたっては、広域放送、全国放送の重要性も考慮した制度設計を要望する。また、ラジオ局側の設備の強靭化に加えて、これらの一次情報源がインターネットのバックアップとして放送波、特にラジオ電波を活用するよう啓蒙していくことも重要である、と考える。</p>
<b>1 放送ネットワークの強靭化</b> (1)難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化 ①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ事業者における難聴、災害対策として送信所（中継局等）の整備を推進すべきである、としてここでは周波数の違いによって対象となる放送局を特定していない。これに続いて、その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や、災害対策にも利用可能とすることが適当である、と対象を絞り込んでいるが、制度設計に当たっては、中波だけでなく短波放送局にもFM波の利用を認めるよう要望する。</li> <li>強靭化に関連して総務省は「FM方式による放送局の設置等の希望調査」を実施、その対象は中波、短波、および超短波の事業者としている。そのうえで、中波放送等（超短波を除く）が地理的・地形的難聴、津波被害等への対策、外国波混信、都市難聴への対策のために中継局の設置が考えられるということを例示している。中波放送等（超短波を除く）という表現は、「等」がついていることから短波放送を含み、カッコ書きがあるので超短波（FM）は含まないと読むのが妥当である。この調査の目的との整合性も考慮し、こうした対策は中波に限定せず、短波にも適用するよう希望する。</li> <li>短波放送局である日経ラジオ社は長柄送信所（千葉県）を親局として全国に電波を送っているが、電波特性から夜間帯に送信所に近い首都圏で聴こえにくく現象が起きる。このため、遠方の根室市（北海道）に中継局を設けて、首都圏の難聴対策としている。しかし首都圏でFM波利用の中継局設置が認められれば、根室に中継局を持つより、はるかに効率的かつ低コストで首都圏の難聴対策が可能となる。</li> </ul>
同 脚注	<p>脚注には基幹放送用周波数使用計画（昭和63年総務省告示第661号）により、AM放送の外国波混信対策のためのFM波による補完的な中継局の設置が認められている、とある。</p> <p>しかし周波数使用計画には「中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局」と明記されている。外国波の混信対策、都市部を中心とする難聴対策、災害対策のいず</p>

	れについても短波放送は中波と同等の必要性があるので、周波数使用計画そのものを見直して、短波についても中波と同様、FM波利用を認めよう希望する。
同 V-LOW 帯の利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログテレビの跡地である <u>V-LOW 帯</u> の一部周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である、との記述がある。短波放送はAM放送に含まれる、あるいはAMに準じて扱うということを明確にすべきであり、短波放送だけ V-LOW 帯の利用が認められないという事態にならないよう配慮して欲しい。</li> </ul>
4、新しいアイデアによる事業展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ放送について、サービスの「エリアフリー化」(広域展開)の推進と「メッシュ化」(地域密着性の強化)の推進という2つの方向性が示され、メッシュ化の方策としてはコミュニティ放送との連携があげられている。広域展開については、インターネットを使って地域や国境を越えるコンテンツ提供の必要性が論じられているが、短波という全国放送が存在し、すでにいくつかの県域局が短波放送を介して全国に情報発信している点も考慮するよう要望する。</li> <li>インターネットを利用したエリアフリー化については、その方向性に反対するものではないが、民放ラジオ局主導で構築したプラットフォーム (radiko) の場合、著作権使用料やローカル広告の取り扱いなど、聴取エリアを制限しているのには理由があり、配信コストをどう分担するかという問題もある。実施に当たってはこうした点に十分配慮する必要がある。</li> </ul>

## いわて災害コミュニティメディア連携・連絡協議会

災害FMはいまコミュニティ放送化による存続か、廃止か岐路に立たされています。復興ラジオとしての地域メディアの存在意義は決して薄れることなく、むしろ日増しに重要性を増しているように思います。災害FM局が残っているいま、きちんとその意義と課題を再確認し、今後の災害発生時に各自治体が災害FM局を立ち上げる際、この震災の教訓を活かすべく、災害FM局の設営・運営マニュアルの作成を試みるなど、積極的な検証をする必要があると考えます。各総通局ごと、あるいは放送事業者組織ごと、あるいはメーカーごとではなく、国の統一したマニュアルが必要です。ぜひ今年度中に災害FM局の検証・検討の機会を総務省が音頭を取って開催していただきたくお願い申し上げます。

(別添様式)

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成 25 年 6 月 17 日

(ふりがな) 氏名(注 1)	えふえむあやべ 株式会社エフエムあやべ 代表取締役社長 井関 悅	いせき さとる
(ふりがな) 住所		
担当者氏名・所属 (注 2)		
電話番号		
電子メールアドレス		

注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
(1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化②災害対策としてのバックアップ設備の整備④整備の方向性	東日本大震災の経験を踏まえ、難聴エリア解消のため、コミュニティ放送の中継局の置局や災害時のバックアップとして伝送回線の多重化を整備する必要があります。しかし、経営基盤の弱いコミュニティ放送にとって有線による伝送回線は負担が重いため、比較的安価な機材で中継局や予備回線が整備できる可能性のある 160MHz 帯の放送事業者無線回線をコミュニティ放送にも割り当てていただきたい。
(2) 地域密着型情報ネットワークの構築推進①コミュニティ放送の普及推進	市町村に密着したコミュニティ放送の一層の普及を図るために、現在周波数が逼迫している東京 23 区、大阪市等を含め、周波数逼迫地域等においてガードバンド帯の周波数をコミュニティ放送にも割り当てていただきたい。
(2) 地域密着性の強化①県域ラジオとコミュニティ放送の連携	都道府県の情報は県域ラジオ放送、市町村の情報はコミュニティ放送と概ね住み分けが出来ていることや東北大震災では県域ラジオとコミュニティ放送の連携が効果を奏したことから、災害発生時の情報共有や災害放送の連携のみならず、普段から共同番組等など連携を図るべきであると思われます。

注 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とすること。

平成 25 年 6 月 18 日

総務省地上放送課 御中

株式会社 エフエムしばた

### 放送ネットワークの強靭化に関する検討会 中間とりまとめ（案）に対する意見

貴所ますますご清祥のことと存じます。日頃はコミュニティ放送に対し、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。この度、放送ネットワークの強靭化に関する検討会 中間とりまとめ（案）について意見公募しておりますので、意見書を提出いたします。

この度は、周波数を新規に割当する必要性につきましては再評価して頂き誠にありがとうございます。しかし、その一方で「提言」について大きな課題も含んでいます。

まずは、90MHz 以下の周波数割り当ての優先度の問題です。

一部の地域においては、「超短波放送（FM）」に割当てられた周波数 76.1-89.9MHz が逼迫してきた中、コミュニティ放送の新たな開局を控えられてきました。「基幹放送普及計画」によれば「（ウ）超短波放送」の項目において「コミュニティ放送については、放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分發揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。」と明記されております。当然ながら、中波放送局の中継局としての周波数活用についての記載はなく、極めて限定的で例外的な課題であると存します。

「提言」は、放送政策の基本法的「基幹放送普及計画」の精神を踏まえず、コミュニティ放送用の周波数確保の需要と、AM 事業者の経営改善のための FM 活用ニーズとを同列に扱っています。これは特定の事業者を優遇していることになります。アナログテレビ用の周波数が空いたことにより 85.1-89.9MHz の周波数の利用ができるようになった、等の環境の変化を受けて「基幹放送用周波数計画」の見直しを行うならば、まずは「基幹放送普及計画」に則った割当を優先させるべきと考えます。具体的には、県域 FM 放送局の中継局増強と並んで、抑制されてきたコミュニティ放送への周波数の割当を最優先とするべきと考えます。

少なくとも、そもそも超短波放送（FM）に割当てられた 76.1-89.9MHz の周波数帯においては、普及計画に則って十分に周波数の有効利用がなされることを優先し、それが達成されるまでは、特定 AM 事業者への例外的な割当を行うべきではないと明記すべきであると考えます。従来よりの超短波放送（FM）の周波数である 76.1MHz から 89.9MHz には AM 放送局の FM 活用中継局を設置することを認めるべきではありません。

その他の課題としては、既に開設されている無線局への悪影響についてです。

90MHz 以下の周波数はもとより V-Low 帯についても、AM 事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用して FM 方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に配慮すべきです。

特に、AM 事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点での、現実に都市難聴が発生して、利用者が聞くことができない範囲」の情報を国民に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことは当然です。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点からも極めて疑問であると存じます。

最後に、「第 1 章 災害時を中心とした放送の役割 ③放送設備の被災状況」においても確認されている通り、民間 AM ラジオは送信所の浸水による被害等があり、災害時には十分な役割が發揮できていなかったという事実がありました。それにも拘わらず、「②東日本大震災におけるラジオの活用状況と評価」に記載されるような、「ラジオがファーストインフォーマーとして、震災直後の情報提供において高い評価を受けている」というのは、まさにコミュニティ放送や臨時災害 FM を始めとした、当時において強靭な備えがあった FM 放送がその責を担った結果に他なりません。この検討会において、再三にわたって設備の脆弱性を強調されてきた AM 事業者が、まるで災害時における、唯一の有効なファーストインフォーマーであるかのような誤解があるとすれば、大変残念に思います。

以上

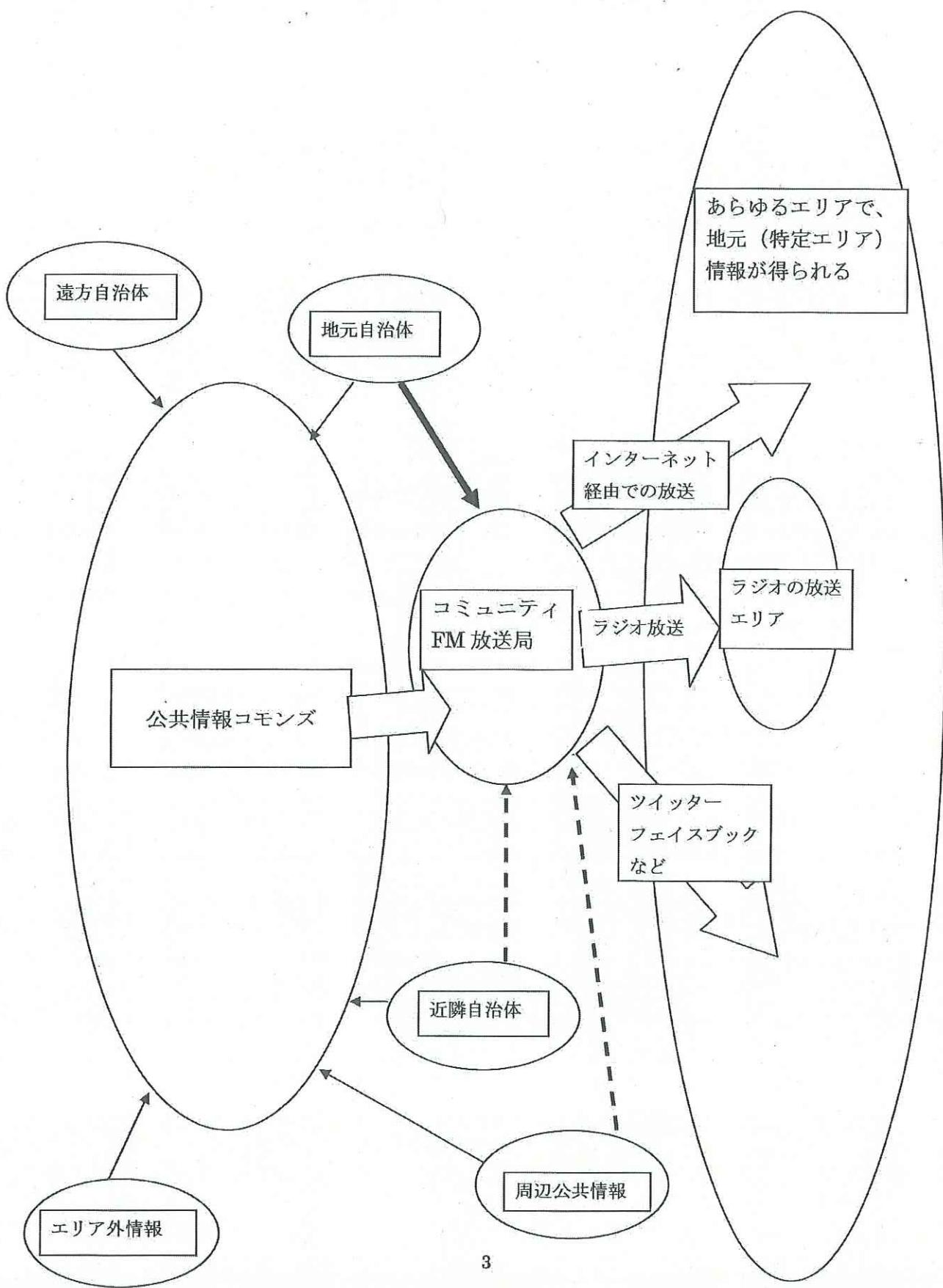
「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

2013年6月18日

氏名	株式会社 エフエム西東京 代表取締役 有賀達郎
住所	
担当	
電話	
Eメール	

該当箇所	意見
1.放送ネットワークの強靭化 送信所（中継局）の整備	コミュニティFM（CFM）中継局の整備に関連して、拡大される周波数帯を活用する事は出来ないか？
1.放送ネットワークの強靭化 バックアップ設備	バックアップ設備の整備について補助をいただけないと整備しやすい。
1.放送ネットワークの強靭化 災害放送の高速化・高度化	緊急地震速報をそのまま放送できるシステムを導入し、さらに自動（強制）起動ラジオ受信機の普及を図り、CFM全局に設置出来るようになる事が望ましい。しかし、我々の現状ではハードルが高いので補助を考えていただきたい。
1.放送ネットワークの強靭化 地域密着型	公共情報コモンズの活用。全都道府県で利用出来るようにしていただきたい。これで、情報を発信する自治体側も、受ける放送局側も余分な手間をかけずにそれぞれのエリアや近隣のエリアの細かい情報を手に入れる事が出来、よりCFMの情報が充実出来ると思われる。
1.放送ネットワークの強靭化 地域密着型	周波数の拡大で、近隣でも新局が開設される可能性が出てきたので、局同士の連携が重要になってくると思う。または、現行局の隣接、隣々接へのエリア拡大を東京都市部でももっと緩和して欲しい。
1.放送ネットワークの強靭化 地域密着型	臨時災害放送局開設について、関東総合通信局でも開設の手引きを発行していただきたい。
2.経営基盤の強靭化	自治体へラジオの意義を広めていただきたい。認知度アップのキャンペーンなどもあると良いのではないか。後述の自治体でのラジオの備蓄を義務化出来れば、全国の大きなキャンペーンが出来る。それによって個々の自治体のラジオへの認識が高められると思う。 県域ラジオとの連携、広域行政圏への拡大（隣接、隣々接への拡大）など新たな制度整備に期待している。

3.自治体との連携強化 自治体情報提供 災害放送	県域ラジオの中継局利用が提言されているが、CFMもその一翼を担う事が出来るので、CFMの利用も提言に含めて欲しい。
4.新たなアイディア	<p>インターネットを通して、各種メディアとの連携によって、<u>エリアに特化している CFM の情報が放送エリア外でも得る事が出来る。</u></p> <p>帰宅困難者、都心待機の方々への地元情報提供手段として、CFMが利用出来る。サイマル放送とツイッター、フェイスブックなどのSNSを活用する事が重要、さらにそれを推進、周知していくかなければならない。周知を含めた制度として整備出来る事が望ましい。リスナーがアクセスしやすいようにコミュニティFMのインターネット放送を聞く事が出来、さらに局のSNSにもアクセス出来るようなプラットフォームが欲しい。</p> <p>これは、各自治体にとっても市外にいる市民への情報提供手段になる。</p> <p>東日本大震災の時には、サイマル放送を聞いたエリア外の西東京市民が西東京の状況を知る事が出来、またツイッターでも発信したので、都心で西東京の情報を知った市民が慌てて帰宅しなくて良いという事がわかった。</p>
4.新たなアイディア 県域ラジオ放送とCFMとの連携	連携を図っていきたい。
4.新たなアイディア ケーブルTVとの連携	<p>すでに、現在提携強化を始めている。より具体的に今後の詰めをしていく段階。ケーブルTVでの再送信について、ラジオ周波数と同じ周波数での再送信にして欲しい。(関東以外の地区では、コミュニティFMのラジオ放送と同じ周波数でケーブルTVで再送信しているようだ。)</p> <p>これによって、自動(強制)起動ラジオをケーブルTVと共に専用受信機にする事が出来て、よりラジオの周知、利便性を高める事が出来ると思われる。</p>
4.新たなアイディア 受け手側の強制化	自治体でのラジオ受信機(出来れば自動起動ラジオ)の普及や備蓄を義務化、人口比での量的基準も定めて欲しい。
4.新たなアイディア 新たな事業展開	都市型CFMのモデルとしてFM西東京を活用していただけるのではないか。県域ラジオ局(文化放送またはニッポン放送)とCFMの連携、さらにケーブルTV(J:COM)との連携も図る事が出来る。



「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年6月18日

氏名	かぶしきがいしゃ とうきょうほうそう 株式会社 東京放送ホールディングス だいひょうとりしまりやくしゃちょう いしはら としちか 代表取締役社長 石原 俊爾
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
<p>P38</p> <p>「V-low帯(90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接)の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である」</p>	<p>V-low帯で、AM放送の難聴解消や災害対策などを目的にFM放送を活用することは至極適当であり、支持する。一方で、取りまとめ案に記されたように、「ファーストインフォーマー(第一情報提供者)として、いち早く災害情報を提供し、地域住民の方々の安全・安心を確保する役割」を着実に果たすためには、送信ネットワークや経営基盤の強靭化だけでなく、ニュースの取材・出稿に係る報道インフラの充実が重要となる。周波数割当ての際には、報道体制のより優れた事業者を優先することが、この検討会の趣旨にも沿っていると考える。</p>
<p>P42</p> <p>「中核的な音声メディアである県域ラジオ放送については、サービスの「エリアフリー化」(広域展開)の推進と「messu化」(地域密着性の強化)の推進、具体的には、ラジオと各種メディアとの連携の中で、ラジオコンテンツが、より広域に、ひいては、海外においても聴取できるようにしてことや、地域社会に一層密着したコンテンツの提供や難聴、防災といった地域的課題の解決を行っていくことが重要」</p>	<p>「エリアフリー化」(広域展開)の推進は、ラジオの新たな事業展開やメディア価値向上に資するものであり、検討する価値がある。一方で、インターネットとの連携による広範囲のAMラジオコンテンツの配信については、地域密着とは相反する内容でもあり、この強靭化検討会のテーマから若干外れているようだ。AMラジオ放送が県域免許制度の下に実施されていることなど、様々な課題について、別途、協議・検討できる場が必要だろう。</p>

平成25年6月18日

総務省 情報流通行政局  
地上放送課 御中

長岡移動電話システム株式会社  
代表取締役社長 脇屋雄

放送ネットワークの強制化に関する検討会 中間とりまとめ(案)に対する意見

日頃のコミュニティ放送の普及ご指導に対し感謝申し上げます。  
この度、「放送ネットワークの強制化に関する検討会 中間とりまとめ(案)」(以下、「とりまとめ(案)」といいます。)に対する意見書を提出いたします。

意見書

コミュニティ放送の普及が地域の活性化や絆を深めると考え事業を推進している者として以下に意見を述べさせていただきます。

- 1 従来から、コミュニティ放送は「基幹放送普及計画」(郵政省告示)に「放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。」と明記されております。
- 2 実際、地域の強制化に貢献してきたコミュニティ放送ですが、しかし、現実は特に都市部においては超短波放送用として割り当てられた周波数の逼迫によって、周波数の割り当てが困難であるとしてコミュニティ放送の新たな開局が控えられているのが現状であります。
- 3 この度の「とりまとめ(案)」の「第4章 提言」(以下、単に「提言」といいます。)においても、このような現状に鑑みて「コミュニティ放送用の新たな周波数を確保することが必要である。」とされており、このような施策がなされることによってコミュニティ放送の一層の普及を図ることができ、地域の活性化や絆の増進に寄与できるものと期待しております。

4 この「提言」にはまた、中波放送の難聴対策や中波放送事業者の経営改善のためFM波の利用も提言されております。しかし、難聴対策や経営対策のような状況を、コミュニティ放送の周波数要求と同列に論ずることは別の次元だと思います。

例えば、中波放送事業者に超短波帯を開放した場合には、送信電力の小さいコミュニティ放送波に大電力のFM局の放送波がコミュニティ放送に混信を与えることも考えられます。

5 以上、この度の「提言」に記載されている前項4の内容（難聴対策や経営対策へのFM波の利用）を等しく実施した場合には、従来、地域に貢献してきたコミュニティ放送及び今後新たに開局を計画している局への影響が大きくなることが懸念されます。

従いまして、「放送ネットワークの強靭化」施策を考えるにあたって、まず「基幹放送普及計画」を放送政策の基本として堅持すると共に、電波の特質を弁えたうえで具体的な施策を制定いただきたくお願い申し上げます。

以上。

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月17日

(ふりがな) 氏名	NNS(日本テレビネットワーク協議会)ラジオ部会 (しばた よしひこ) 事務局長 柴田 吉彦
(ふりがな) 住 所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意 見
全体	今回の中間とりまとめは、災害時におけるラジオの果たす役割の重要性を評価し、その機能の維持・強化のために、放送ネットワークの強靭化のみならず、ラジオ経営基盤の強靭化等にも言及されており、まず、謝意を表したい。
第4章 提言	提言で述べられた放送ネットワークの強靭化や経営基盤の強靭化、新たなアイディアによる事業展開等の具体化にあたっては、昨今のAMラジオ広告市場の急激な縮小も鑑み、既存放送事業者の意向を十分尊重していただくことを希望する。
第4章 提言 1 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	AM放送の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、早急に制度整備を行っていただきたい。また、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、適切な制度構築を行っていただきたい。

以上

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月13日

(ふりがな) 氏名	(いっぽんしやだんほうじん ほんみんかんほうそうれんめい) 一般社団法人 日本民間放送連盟 (いのうえ ひろし) 会長 井上 弘
(ふりがな) 住 所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意 見
全体	中間取りまとめ（案）は、災害時を中心とした放送の役割を再認識したうえで、ラジオの強靭化に関する現状と課題などを整理いただいたものとして、高く評価する。
第4章 提言	中間取りまとめ（案）の提言で述べられた放送ネットワークの強靭化や経営基盤の強靭化、新たなアイデアによる事業展開などの取り組みの具体化にあたっては、既存放送事業者の意向を十分尊重していただきたい。
第4章 提言 1 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	AM放送（短波放送を含む）の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、V-Lowマルチメディア放送との両立に配慮しつつ、早急に制度整備を行っていただきたい。  送信ネットワークの強靭化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への国庫補助や税制支援などを要望する。

以 上

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月17日

(ふりがな) 氏名	(にっぽんてれびほうそうもうかぶしきかいしゃ) 日本テレビ放送網株式会社 (おおくぼ よしお) 代表取締役 社長執行役員 大久保 好男
(ふりがな) 住 所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意 見
全体	中間取りまとめ（案）は、災害時を中心とした放送の役割・有用性を適正に捉えている。 また、民間ラジオ事業に関して、「送信ネットワークの強靭化とともに、同時に経営面における強靭化を図ることが大きな課題」と指摘するなど、事業者が抱える厳しい現状と課題などを的確に把握しており、高く評価する。
第4章 提言	放送ネットワークの強靭化や経営基盤の強靭化、新たなアイディアによる事業展開等の具体化にあたっては、昨今のAMラジオ広告市場の急激な縮小も鑑み、既存放送事業者の意向を十分尊重していただくことを希望する。
第4章 提言 1 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	AM放送の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、早急に制度整備を行うことを要望する。 また、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、適切な制度構築を行うことを要望する。  送信ネットワークの強靭化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への財政的支援や税制支援を要望する。

以 上

「「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）」に関する意見書

平成25年6月13日

(ふりがな) 氏名	(いっぽんしゃだんほうじん にほんみんかんほうそうれんめい) 一般社団法人 日本民間放送連盟 (いのうえ ひろし) 会長 井上 弘
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
全体	中間取りまとめ（案）は、災害時を中心とした放送の役割を再認識したうえで、ラジオの強靭化に関する現状と課題などを整理いただいたものとして、高く評価する。
第4章 提言	中間取りまとめ（案）の提言で述べられた放送ネットワークの強靭化や経営基盤の強靭化、新たなアイデアによる事業展開などの取り組みの具体化にあたっては、既存放送事業者の意向を十分尊重していただきたい。
第4章 提言 1 (1) 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靭化	AM放送（短波放送を含む）の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、V-Lowマルチメディア放送との両立に配慮しつつ、早急に制度整備を行っていただきたい。
	送信ネットワークの強靭化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への国庫補助や税制支援などを要望する。

以上

(別添様式)

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名 (注1)	かぶしきがいしや はーとねっとわーく 株式会社 ハートネットワーク
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること

該当箇所	意見
2章 4. ラジオと他メディアとの連携	平成24年4月から「エリア放送」が制度化されており、フルセグ・ワンセグそれぞれによる地デジ対応テレビ、ワンセグ受信機能付き携帯端末などに向けてエリア限定の放送サービスが可能となっている。近年はワンセグ機能付き携帯電話の普及が進んでおり、災害時の対応にも期待されています。強靭化という観点から、いくつもの情報伝達手段が必要であるため、この「エリア放送」との連携も課題として検討するのが有効と考えます。またAMラジオの難聴地域に対して、前述のエリア放送のワンセグによる補完についても有効な手段として検討すべき。
4章4. (3) 受け手側の強靭化 ①~③	アナログAMラジオ、FMラジオ、ワンセグ、V-Low・V-Highマルチメディア放送などの受信機能を共用化した受信機の普及に対する施策の必要性について提言として記載があると望ましい。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 株式会社フラワーコミュニティ放送

国土強靭化及びデジタル・ニッポン 2013(ITC で、日本を取り戻す。)の下、今回の「放送ネットワークの強靭化」であれば参入希望者が 72 者がある「V-low マルチメディア放送」の推進が合致すると考える。これは今回の検討会提言にあるような「経営基盤の強靭化」「新たなアイデアによる事業展開の推進」に資するものと考えるからである。マルチチャンネル化や IPDC 放送などが基本となる。

都市部難聴や山岳谷戸難聴については、インターネット(Wifi 含む)環境を用いた「サイマルラジオ」が有効と考える。これらの難聴が全国のコミュニティ FM 局が「サイマルラジオ」(CSRA)を進めた根拠でもあり、今後新たに開発される電化製品(LED 照明等)、ガラス(壁)等を考えれば受信環境は悪くなっても良くはならないと思われる。これらの影響が無いもしくは少なく、いつでも・どこでも・だれでも持っている「スマートフォン」(iphone 含む)への配信は、マルチネットワーク・マルチデバイスとして「受信者の強靭化」ともなる。

また、夜間限定等の制約はあるが広域長時間災害において当該地域外からの放送が可能である AM 放送での「放送ネットワークの強靭化」もある。東北地方で東海地方のラジオが聴こえたり、中国地方で関東地方のラジオが聴こえたりする AM 変調方式を生かした強靭化である。

そして電源不要の AM ラジオ受信機も制作可能であることを忘れてはならないと考える。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 6 月 18 日

氏名	コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス 代表 木村 太郎
住所	
担当者氏名・所属	
電話番号	
電子メールアドレス	

該当箇所	意見
災害対策・難聴対策としての送信ネットワークの強靭化	<p>都市化等にみる建物構造の変化などによる難聴が発生している現状は理解できるが、AM より FM のほうが優位であったとしても、解消できるものではないことから、有限資源である電波の割り当てを、それに当てるに当ることよりも、既存局同士の連携を強めることのほうが防災・減災につながるのでないかと考える。</p> <p>また、アナログの受信機の流通が少なくなっている。若年層のラジオ聴取離れが進んでいるなか、アナログ波の範囲を広げることにどれほどメリットがあるか不確定である。</p> <p>仮に災害対策・難聴対策としての利便性があったとしても、それが恒常的な収益に結びつくかというと難しいと考える。</p>
地域密着型情報ネットワークの構築	V-Low 帯においてのアナログコミュニティ放送用の新たな周波数を確保した場合に、90MHz 以上の受信機は、海外向けのポータブル受信機以外はほとんどなく、またカーステレオも周波数が 90MHz で折り返すようになっている。実質、日本国内では受信機を確保することは非常に困難である。新規にアナログでコミュニティ放送局をこの周波数帯に充當した場合、新しくメーカーに受信機を作ってもらわなければならない。受信機の普及が担保されなければ、乗り出すことは大変であり、このことは十分に周知されることが必要。
経営基盤の強靭化	世のなかの流れがデジタル化に向いていることは、火を見るよりもあきらかであり、特に通信情報分野の日々の進化は非常に早いものがある。各分野も ICT の活用を目指していくなかで、新しい分野に乗り出すということではない経営基盤を強靭化することは、広く問われるべきであると考える。
自治体との連携強化	東日本大震災以降、自治体の住民に対する情報提供は、SNS や twitter、エリアメールなど、直接情報が届くようにと高度化されている。もちろん、それだけでは収まらない情報量やリアルタイム性などがラジ

	<p>オに求められる機能や期待ということがあるが、前述した情報の高度化が進む中で、アナログのままでそれ以上の利便性の確保は難しいと考える。例えば、安否情報ひとつにしても、アナログでは、ずっと聴き続けなければならない。複数の情報コンテンツを一度に届けることができないということは、受信者の多様なニーズに応えることができないということである。特に、すでに自治体との連携が構築されているコミュニティ放送局では、ことから、自治体が発信する被災者の生活に密着したきめ細かな情報を、その要望に合わせて応えていく必要性がある。コミュニティ放送局が高度化することで、より一層地域住民の安心に資するものであり、それは、アナログでは難しいと考える。</p>
新たなアイディアによる事業展開の推進	<p>当会は、コミュニティ放送局のサイマル配信を行っているが、インターネットに配信することは、確かにアナログ放送の補完ということであれば一定の効果はあるし、可能性もある。しかし、この形態では、いずれ放送が主なのか、通信が主なのかがわからなくなってしまうであろう。世のなかのニーズに応えるスピードも技術の多様化も放送業界は数段遅れていることは否めない。放送でできることは通信でできるという時代もそう遠くではない。災害時の通信の輻輳も解決されるかもしれない。しかしながら、放送の社会性、文化性や電波伝搬の効率性、環境に優しいことなどの優位性も十分にある。</p> <p>放送局が高度化することによって、通信分野とのシナジー効果やケミストリーが生まれ、受信者、聴取者によりグレードUPしたコンテンツやサービスが提供できると考える。通信の世界はデジタルであることから、アナログでは、限界があると考える。</p> <p>コミュニティ放送局が全国にこれだけ普及してきた理由のひとつには、県域ラジオ局は「おらが町の情報」を放送しないので、「おらが町の情報」は「おらが町で放送する」ということである。また、当該県域全般が放送対象地域である県域の情報は、基本、どこの場所でも聞こえるわけで、当該住民もどの番組を聞くかは使い分けているものと考える。</p> <p>例えば、島嶼を抱える県域で島のコミュニティ放送と連携することは十分考えられるし有効であろうが、それ以外の事由で特段に力を注ぐ必要性があるか疑問である。</p> <p>ケーブルテレビ、地上波テレビ等は、デジタル化がなされている。ケーブルテレビとコミュニティ放送は、共に「地域」という括りがあることから連携の可能性は強いが、ケーブルテレビがデジタル化された事業である以上、コミュニティ放送局もデジタル化し、共に地域の高度な情報化に資することのほうが自然な考え方である。</p>

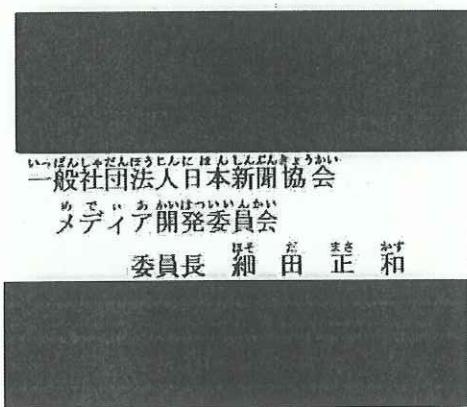
意見書

2013年6月14日

総務省情報流通行政局

地上放送課

御中



「『放送ネットワークの強靭化に関する検討会』中間取りまとめ（案）に対する意見募集」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

2013年6月14日

「『放送ネットワークの強靭化に関する検討会』中間取りまとめ（案）」に対する  
日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」が取りまとめた標記中間取りまとめに対して、下記の意見を述べる。

### 1 放送ネットワークの強靭化

#### （1）①難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備

当委員会は、メディア環境の激変に伴い、ラジオ局の経営が困難さを増し、将来展望が描きにくくなる中で、V-Low 帯の周波数を利用するマルチメディア放送において、アナログラジオのサイマル放送を認め、音声優先セグメントを設けてラジオの役割を維持・発展させる方向性を評価してきた。

AM 放送（中波・短波）や FM 放送が、V-Low 帯の一部の周波数を利用可能となることは、難聴対策とともに、ラジオ放送を継続していくための方策として理解できる。

### 4 新たなアイデアによる事業展開の推進

新たなアイデアを検討すること自体には、反対するものではない。ただし、受信料制度によって支えられ、財政が安定的で規模の大きい NHK の業務範囲の無制限な拡大につながるのであれば、懸念を表明する。情報入手手段や言論の多元性、多様性に影響が及べば、放送ネットワークの強靭化という目的に反することとなるからである。

#### （1）①インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信

今回の提言は、ラジオを対象としたものと理解している。NHK が実施するにあたっては、①民間放送の取り組みとの調整を十分に図ること、②得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ること——を求める。

#### （1）②NHK オンデマンドラジオアーカイブスの実現

NHK オンデマンドは、いまだ黒字化が達成されておらず、受信料によって賄っている本体予算への影響が懸念される。

提言では、ラジオドラマ等のラインナップ充実をうたっている。コンテンツの充実が聴取率の向上に資するという考え方を否定するものではないが、どのようなコンテンツが聴取率向上につながるのか、サービスの実現にどれだけの費用が必要で、収支にどのような影響が予想されるか開示されなければ、是非の判断ができない。

**(1) ③各種インターネットサイトの活用**

NHK による動画投稿サイト等へのコンテンツ提供も含めた提言であれば、これまでの NHK のインターネット事業をめぐる論議を踏まえ、慎重に行うべきだ。

**(2) ③ラジオとテレビとの連携強化**

NHK が実施を希望するハイブリッドキャストに対しては、当委員会はこれまで具体的なサービス内容が判然としないことから、意見表明を差し控えてきた。NHK による実施も含めた提言であれば、放送法の基本概念に立ち返り、業務範囲について検討した上で、慎重に行うべきだ。

以上

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名（注1）	ふくしまけんおおぬまぐんかねやまち 福島県大沼郡金山町	ちょうちょう はせがわりつお 町長 長谷川 律夫
(ふりがな) 住所		
担当者氏名・所属（注2）		
電話番号		
電子メールアドレス		

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>AMラジオのFM波利用に賛成します。</p> <p>当町のラジオ放送は、NHKFMの1局しか受信できずAMラジオ放送は聞くことができません。また、そのNHK放送も聞こえない集落が5集落180世帯ほどあり、震災や只見川豪雨災害の教訓から災害時の情報収集の方法として住民から強いAMラジオ放送の聴取要望があり町の復興計画にも位置付けられています。AMラジオ難聴地域の解消を進めるための一つの方法として、FM波による中継局の開設が可能になれば、難聴地域の解消が進めやすくなります。</p> <p>さらに、中継局を災害時には、緊急割込み放送が可能な中継局として開設できれば、防災、減災に役立つものと思えます。</p> <p>コミュニティFM局を開局し、緊急割込み放送などの協定を結ぶ方法もありますが、日常的にコミュニティFMを維持できるのは、ある程度大きな市町村に限られます。普段はAM局の中継局として使用し、災害時は割り込み放送により災害情報を自治体から放送できれば、防災、減災に大きく寄与でき、国土強靭化にもつながるものと思われます。また、災害時に臨時災害放送局を立ち上げるより時間を大幅に短縮して災害情報放送が可能です。</p> <p>緊急割込み放送を中継所単位で実現するためには、現地の自治体から中継所の山までの回線が必要となります。中継所の山の大部分は光などの有線回線が引けない場所が多く、その場合、無線によるSTLが必要になります。災害に強靭な放送局を安価な費用で実現する必要があり、簡易なSTLの検討もお願いしたい。</p> <p>また、受信障害対策中継局として開局することも検討していただきたい。受信対策中継局の自主放送は認められていませんが、放送局と協定を結び中継局単位で災害時の割込み放送が可能となることを希望します。併せて小規模な自治体でありますので、補助制度を創設いただくことを希望します。</p>

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年6月18日

(ふりがな) 氏名（注1）	いっぽんざいだんほうじん 一般財団法人マルチメディア振興センター しんこう 理事長 つじい しげお 辻井 重男
(ふりがな) 住所	
担当者氏名・所属 (注2)	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 法人または団体にあたっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人または団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
第4章 提言 3 自治体との連携強化 (p41～42)	<p>公共情報コモンズは、災害時の避難勧告・指示など災害関連の情報をはじめとする地域住民に向けた公共的な情報伝達に関し、情報発信者（自治体等）と情報伝達者（放送事業者等）の間に共通の情報基盤（コモンズ）を構築することにより、情報配信の簡素化、一括化や標準化を実現し、ラジオを含む多様なメディアを通じて地域住民への迅速かつ効率的な情報提供を実現するサービスです。</p> <p>このサービスは、総務省の「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告書（平成20年7月2日公表）における「安心・安全公共コモンズ」の早期構築の必要性に関する提言に基づき、総務省による実証実験を踏まえ、平成23年度より一般財団法人マルチメディア振興センターが公益目的事業として実用化したものです。加入者は最近急増し、現在、自治体や、テレビ、ラジオ放送事業者など300団体以上がこのサービスに加入しており、平成27年度までにほぼ全ての都道府県に参加いただくとともに、できるだけ多くの放送事業者に参加していただくことを中期的方針としています。</p> <p>ラジオによる自治体情報提供の推進にあたっては、この公共情報コモンズを活用していただくことが、自治体、放送事業者双方にとって比較的負担が少なく、容易に利用が</p>

	<p>可能であり、極めて有効な手段であると考えられますので、「3 自治体との連携強化」の項目の中に、以下の文言を含めていただきますようお願いいたします。</p> <p>(案文)</p> <p>また、ラジオによる自治体情報等の提供にあたっては、災害関連の情報をはじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報コモンズ」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していく必要がある。</p>
--	---

## 「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間とりまとめ（案）についての意見

平成25年6月17日

一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手  
(代表理事 野田尚紀)

災害時、迅速かつ的確な情報を住民に届け、1人でも多くの命を救うには何が必要か。  
東日本大震災では、そのために何が欠けていたのか。そして今後、2万人近い死者・行方不明者の声なき声から、私たちは何を学び、何を今後につなげていけばいいのか。

本検討会は、こうした万人共通の切なる願いを具現化するために立ち上げられた検討会だと思ってきました。

しかし、被災地の側から見ていて納得できるほど十分な議論がなされていたかというと、かなりの疑問を感じています。そこで、5月30日に出された「提言」と、検討会開催のプロセス及び議論の進め方について大きく5点、意見を述べさせていただきたいと思います。

### 1) 結局、誰のための何のための検討会だったのでしょうか？

検討会では、特にAM事業者の強靭化という所に議論が偏っていたように思いました。それも結果的には、一部の特定の都市部のラジオ局の強靭化にしかならないような議論ばかりだったのでないかという印象を受けました。特にFM活用についてです。これは、財政基盤が比較的盤石なキー局やNHKは、周波数さえ割り当ててもらえば自力で行うことも可能だと思います。

しかし困窮する地方の県域民放AM局にとっては、財政支援なしではとても行えるものではありません。穿った見方かもしれません、この検討会は、これまで今回の被災地3県の県域局を始め、災害情報伝達に力を注いできた実績のある地方県域民放AM局のことをだしに、キー局及びNHKの強靭化のために開かれた検討会ではなかったのかとすら感じてしまいます。また、本検討会開催前には盛んにメディアでFM転換という言葉が広まり、あたかも全てのAM事業者がFMに移行するというような雰囲気が漂いましたが、それはいつの間にかFM活用と言葉を変え、トーンダウンしたことも、被災地から見ていて大きな違和感を覚えました。

### 2) V-LOWマルチメディア放送について、なぜ一緒に議論されなかつたのでしょうか？

地域住民に対する災害情報伝達を確実に行うための放送ネットワークの強靭化を図るというのが検討会の目的だったと記憶しています。それならば、全国各地の実証実験で災害

情報伝達に力点を置いていたV-Lowマルチメディア放送の今後についても、この検討会で取り上げるべきではなかったのでしょうか。V-Lowという言葉が検討会で出たのは、AMのFM活用やコミュニティ放送局の開設促進の帯域利用という観点からだけでした。意識的にマルチメディア放送についての話題は避けられていたようにも感じました。

一方で、ラジオ事業者各社に対しては、検討会開催中、同時期にF活とマルメ放送の2つの参入意向調査が行われ、事業者の中では、正直、相当の混乱が生じていました。この2つの議論はやはり一体として論じる方が、放送ネットワークの強靭化の検討にふさわしかったのではないかでしょうか。地デジという国民的努力によって空いた貴重な帯域を出来る限り有効活用するためには、どのような割り当てが合理的かつ公共的であるのか、納得性できる施策を望みます。そしてできるだけそのプロセスについては公開していただくよう、お願ひいたします。

3) コミュニティ放送局の安易な開設は地域にとって本当に望ましいことなのでしょうか?

周波数逼迫宣言が出ていた東京や大阪などの地域でコミュニティ放送局を開設したかった団体にとっては、この提言は朗報だと思います。しかし、この岩手でも、現在運営中の多くのコミュニティ放送局は地域経済の疲弊と連動して運営は大変厳しく、自治体からの広報予算なども削減されているのが偽らざる実情です。そうした中、手放しで既存のスタイルのコミュニティ放送局の開設を促進するというのは本当に望ましいことなのでしょうか。広域連携やハードソフト分離など今日的な手法を活用した持続可能な運営モデルを考えず、単なる先願主義で1自治体1放送局という開設を促進し続ければ、後で困るのは、地域で運営主体となった人達であるということは、これまでのコミュニティ放送局の歴史が証明しています。

また、V-Lowマルチメディア放送に、デジタルコミュニティとして参入を希望しているコミュニティ放送局も少なくありません。しかし、今は、同じコミュニティ放送であるにもかかわらず、アナログとデジタルの施策はばらばらで関連づけた議論は行われていません。ですので、アナログ・デジタル共に、コミュニティ放送局の目的、持続可能な運営のあり方、望ましい帯域利用の姿、以上の3側面から改めて議論し直し、自治体との関係や県域メディアとの連携なども含め、地域メディアの将来像を、総務省がしっかりと示していくことが求められているのではないでしょうか。

4) 臨時災害放送局は今後も役割を果たしていけるのでしょうか?

検討会では臨時災害放送局の活躍や役割について多く取り上げられました。岩手でも多くの臨時災害放送局が、今も放送を続け、役割を果たし続けています。提言では、臨時災

害放送局の円滑な開設ということが謳われており、被災地の取り組みがきちんと認められた証であると、大変うれしく感じています。しかし、1つ、大きな不安があります。今後、90MHzまでのガードバンドがコミュニティ放送局の開局やAMのFM活用として割り当てられてしまうと、災害が起き、臨時災害放送局を立ち上げる場合の帯域はどこに割り当てられるのでしょうか。90MHz以上の周波数帯は、既存のラジオ受信機やカーラジオでは、現状では受信できないという現実があります。もしガードバンドがめいっぱい使われてしまっては、臨時災害放送局は、受信できる端末が乏しい90MHz以上の周波数を使って開設しなければならないことになります。それでは、最も命を救わなければならぬ高齢者などの災害弱者、車で通りすがりの外部訪問者への災害情報伝達が、最も手薄になってしまふ可能性があります。コミュニティ放送局がたくさん開設されれば、コミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行することによって結果的にその役割を担うことになるのかもしれません、全ての市町村にコミュニティ放送局が開設されるのは不可能でしょう。今回の東日本大震災の臨時災害放送局の意義を認めてくださるのなら、ぜひこの視点も踏まえた形で、今後の周波数割り当ての議論を行ってもらいたいと思います。

#### 5) 災害情報伝達を担う自治体と放送との関係という視点がもう少し必要ではないでしょうか？

災害が起きた時、最も早く、直接住民に情報を呼びかけることができる手段は防災行政無線です。しかし残念ながら今回の大震災では、津波が来るまで防災行政無線で呼びかけ続け、亡くなつた役場の職員もいました。そして津波や停電によって、多くの防災行政無線が機能不全に陥りました。このため、多くの臨時災害放送局が立ち上がり、大きな役割を果たしたのは周知の事実です。しかしこの検討会では、はじめにラジオありきで議論が進んでいた気がします。避難情報伝達が多様化・高度化する中で、自治体にとって最も効果的な情報基盤の整備とはどのような姿なのか、そこに放送ネットワークを生かすには、どのような地域メディアの再構築が求められるのか、伝達主体である自治体が主役となつた柔軟な議論が行われることを期待していましたが、結果は、ラジオ業界の生き残りをどうするか、という議論に終始していた印象を受けました。

1人でも多くの住民の命を救い、地域の混乱を緩和し、心の安定、暮らしの復興に寄与するという使命や役割を持つのが、放送というメディアのはずです。災害情報伝達を担う放送ネットワークの強靭化、ということで考えると、自治体とメディアが予め手を携えた形で制度設計をしておくということが、東日本大震災から学ぶ最も大きな教訓の1つではないでしょうか。今後、AMのFM活用とコミュニティ放送局、あわせてV-LOWマルチメディア放送への周波数割り当てという議論に進んでいくと思いますが、こうした放送本来の使命や役割を棚に上げ、単なる機械的な割り当てにならないような納得性のある施策を期待します。

## 個人A

一リスナーとして意見を述べさせていただきます。まず、今回議論に挙げられているラジオの強制化についてですが、AMラジオのFM移行については反対します。私もツイッターで他のユーザと一緒に取りをしていますが、「AMラジオのアイデンティティーが失われる」とか「AMからFMに移行した時に遠距離受信が出来なくなってしまう」といった意見や、「FMの周波数をいちいち変えなきゃいけないので、ややこしくなってしまいます。」「いい音を求めてるリスナーはいません」という風な反応でした。AMラジオは絶対なくしてはいけないし、今回の、FMへの移行はあまりにも唐突だし、リスナーの理解を得られるかが疑問です。自分も、ラジオのリスナーの一員ですが、今回のAMラジオのFM化は放送局の経営者と総務省が勝手に、しかも突如として検討しているので、リスナーの意見を聞かずに、推進しようとしていることに憤りを禁じえません。AMにはAMの良さがありますし、このような文化を踏みにじる「AMラジオのFM化」には断固反対です。もし、強制化を図るんであれば、先にすることがあるのではないか?ぜひ、放送局の経営者と総務省はリスナーの意見を聞くべきです。

## 個人B

ラジオ業界では、AM局のFM化、V-Low帯域の使われ方、デジタルラジオ（マルチメディア放送）の3つが大きな関心事かと思います。強制化にあたってもこれら3つの方針を示した上で検討を行うべきではないでしょうか。想定される条件が変わってしまう事により無駄な強制化が行われてしまう可能性が大きいと考えます。

AM局のFM化については、現在、FM放送は県域放送のみを許可していますが、今後、広域放送も認めるのかという検討も必要になってくると考えます。NHK-FMが県域で放送を行っている為、関東広域等では沢山の周波数を必要として、FM帯域を圧迫している状況で、それらを減らせられれば、資源である電波の帯域をより有効に使える可能性があるかと思います。AM局が難聴対策としてFMを利用する場合の条件についてもきちんと検討すべきであり、どのような条件でも可能となってしまうと極端な話、AM局が知らない間にFM局になってしまいのではないでしょうか。広域をカバーする為の強力な電波をFMで出してしまうと、かなりの帯域の確保が必要な為、電波の帯域の有効利用とはかけ離れてしまう可能性があるかと思います。AMのFM化については、ビジネス的に既存のFMが不利になることも考えられます。あくまで例ですが、難聴対策としてFMを利用する場合 20W以下の中継局しか設置できないなど、何らの条件を決めて運用しないといけないと考えられ、そのような条件をこの検討会で検討すべきではないでしょうか。

V-Low帯域は、先ほどの難聴対策での利用やデジタルラジオの帯域として利用される予定ですが、中間報告によると、V-Low帯域まで受信できるFM受信機が少ない為、できるだけ既存のFM帯域で難聴対策が望ましいとなっています。受信機の普及から、おそらくV-LowでFM放送をすることは、FM帯域で放送する局に比べ不利になり、何らかの救済も必要になってくる可能性があると考えられます。もし、V-Low帯域まで難聴対策として必要ないということであれば、これらのことを検討する必要がなくなると考えられ、検討会では総務省、難聴対策を行いたい事業者の協力を得て、本当にV-Lowの帯域を難聴対策に使用しなければならないのか、もし使用する場合、何らかの救済方法が必要なのかについて速やかに検討すべきなのではないでしょうか。

デジタル化については、民放連から提出されたようにラジオ事業者全体でのデジタル化は行わず、一部の事業者でデジタル化を検討することになっているかと思いますが、新たなアイデアによる事業展開の推進や、一部の自治体との連携強化については、デジタル化することにより容易に実現できるものも多いのではと考えられます。また、ハード事業者、ソフト事業者に分かれることにより、必要な部分に参入すると言う意味では経営基盤の強制化に繋がる可能性もあるかと思います。コスト的な問題はありますが、デジタル化のほうが帯域を有効に利用できますし、送信電力も少なくて済むので、強制化の検討項目の1項目としてラジオのデジタル化についてもきちんと調査し他の方法と比較すべきではないでしょうか。中間報告を見る限り、デジタル化については、ほとんど何も調査されていないように見えます。課題の中には事業者個別で検討することは事実上不可能で、民放連のような組織の決定が無いと動かないものもあると考えられます。デジタル化の件だけではないのですが、きちんと調査し、民放連の出した意見と違っていれば民放連に再度検討してもらい意見を求めるのも、この検討会の使命ではないでしょうか。

個人C

ラジオのデジタル放送化は、完全に放棄されてしまったのでしょうか？

私の意見では、ラジオのデジタル放送化も放送ネットワークの強靭化に役立つ可能性があると思うので、本件取りまとめにおいて一言ぐらい言及するべきだと思います。

個人D

「『放送ネットワークの強靭化に関する検討会』中間取りまとめ（案）」を拝見しましたが、ただ事例が羅列されているのみで、放送事業者の災害報道のあり方や支援体制など、もっと他に「提言」すべき事があるのではないかでしょうか。

まず、「分社化、持株会社化等による主体的な事業再構築を後押しするための環境整備」「放送対象地域の統合の検討」「事業再編」は「マスメディア集中排除原則」を緩和するためのものであり、多様な言論空間を確保する上で看過できる物ではありません。

また、「ラジオによる自治体情報提供の推進」「新たなアイデアによる事業展開の推進」「コンテンツ配信の広域展開」「地域密着性の強化」など、国から「提言」されないといけない性質の物なのでしょうか。

更に、「コミュニティ放送の普及促進」「臨時災害放送局の開設の円滑化」と語っていますが、「政府としてのコミュニティFM、臨時災害放送局への金銭的支援」については一切触れず、「金銭的負担を含めて自分達で何とかしてくれ」とするのは極めて残念です。

東日本大震災時に多くのコミュニティFM、臨時災害放送局で運営資金の確保、運営体制で困った事についての教訓が生かされていません。

「放送ネットワークの強靭化」を作ったとしても、「政府としてこういう物を作ったから、あとは各自努力してこれに従って欲しい」とするのはあまりにも無責任なのではないでしょうか。

個人E

AMラジオの難聴取対策として一部でFMラジオ帯域での再送信があるが、これを先般停波したVHF  
テレビ放送 1-3ch を活用すべきと考える。

第一に、既に対応する受信機が多数存在する。

第二に、「テレビジョン以外の放送」の利用ビジョンが乏しく割り当てのベネフィットが見えない。

県域放送程度であれば十分可能と考える。3ch しかないのが難といえば難であるが、旧テレビ放送の音声搬送波の周波数はそのままに、映像帯域を別の音声搬送波とすればある程度の波数は確保できるのではないか。

目鼻もつかない「テレビジョン以外の放送」に貴重な電波資源を割り当てる必然は乏しく、検討をお願いする次第である。

個人F

今は、21世紀、平成の時代であり、AMラジオ放送以外何も無かった昭和30年代と違うのである。既に半世紀も経ているのに、東日本大震災において災害情報の提供など国民が安心・安全に生活する上で大きな役割を果たしたなどとは、地デジなど放送や通信の政策失敗を棚上げしているとしか言えない。GPS搭載のカーナビがあっても標高が表示されない、交通信号機は、停電で機能停止では、津波で大勢の方が逃げられず亡くなってしまったのも当然の結果と言える。更にインターネット全盛の時代であり、携帯電話やタブレット端末を持っておりツイッターで知らせようにも、中継基地局が停電で機能停止してしまい使い物にならない。自治体は紙とエンピツで安否確認をしていたという。つまり失敗した政策を放置しておいて、石器時代とも言えるAMラジオ放送などを強制化させようなどとは時代錯誤もはなはだしい。多くの電子機器はノイズが野放しであり、住宅は密集し高層ビルが多く建設され、AMラジオ放送などは雑音だらけで聞けたものではない。日本は、もっと静止衛星を打上げ活用すべきと提言したい。テレビも衛星にしてあれば、車で受信できたのである。カーナビに海拔表示がされ、交通信号機がバッテリー駆動で衛星通信で制御できていれば、津波の避難ももっと効率的だったはずである。AM/FMラジオ放送は音声だけしか提供できないので音楽番組やNHKラジオ深夜便のような娯楽に使えば良いと考える。

個人 G

中波局の FM 化は基本的に賛成しますが、そのためには警察など公的機関の記者会見をオープン化して、県域 FM 局やコミュニティ FM 局が、記者クラブに加盟していく報道力にすぐれる中波局に対して事件・事故報道で不利にならないよう配慮をおねがいします。

広域中波局の放送エリアをそっくり FM 化するばあいは、県域中波局や県域 FM 局、コミュニティ FM 局の番組を購入する義務をおわせてフェアな放送市場にする必要があるとおもいます。

NHK 中波ラジオも FM 化する場合は、ラジオ第一は NHKFM の周波数をつかい、NHKFM の音楽コンテンツはラジオ第二と統合したあたらしい FM 放送でおこない 2 波体制でいくべきだとおもいます。

「放送ネットワークの強靭化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に対する意見書

平成 25 年 6 月 7 日

氏名 [REDACTED] 個人 H

住所 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

該当箇所 1 章②東日本大震災におけるラジオの活用状況と評価

意見 避難が長期化すると常に音を出してないと情報が得られないラジオはうつとおしくなり  
TV のテロップが重宝になってくる。乾電池でも動作可能であるというラジオの利点を生かし、  
文字データ程度の情報は FM ラジオに多重して流すべきと思われる。

2 章 1 (1) ④災害情報の高速化・高度化

意見 災害時において常に繰り返し流れている文字情報は有効な情報源である。  
FM ラジオにおいて実績のある文字多重放送はデータ伝送手段として安価・確実である。  
また、アナログ放送と両用できる特徴から移行が容易であり、データ変調方式の研究が  
進めば、さらに高度化の可能性がある。  
よって、災害時において障害者等に配慮した放送の充実化には FM 文字多重放送が  
最適と考える。

2 章 1 (2) 【コミュニティ放送】

意見 文字多重放送をコミュニティ放送のサービスエリアで満足する電界強度で放送するには  
現行の FM 帯域(76~90MHz)に周波数を割り当てるのは不可能であると思われる。  
そこで、90~107MHz の一部を文字多重放送を行うことを前提としたコミュニティ FM 局の  
帯域とし、新たなチャンネルプランに基づいて置局するとよいと考える。

2 章 3 (1)~(3) 自治体と放送の連携

意見 文字多重放送を行う新たなコミュニティ放送は「広報ラジオ」とでもいうべき局と位置づけ、  
自治体と密に結びついた放送内容を主にするとよいと考える。

4 章 3 自治体との連携強化

意見 文字多重放送を行うことで自治体情報の広報としての役割が強化されると思われる。

個人Ⅰ

V-Low 帯を AM 放送（のサイマル放送）及び FM 放送においても利用可能とする提言に賛成する。また同帯を、都市部において割り当て周波数が逼迫しているコミュニティ放送用の新たな周波数帯としても開放することを、強く要望する。そのために必要な措置として、（1）同帯を使用するマルチメディア放送との割り当てに関する早急な調整、（2）同帯を受信できる FM ラジオの普及に向けたメーカーへの働きかけ（補助金や税制による誘導を含む）などを推進すべきである。さらに、特に災害時を想定して、コミュニティ放送よりもさらにきめ細かい情報伝達のため、FM ラジオで受信でき、同報系防災行政無線の屋外拡声子局の音響到達範囲あるいは一つの校区（＝避難所）に相当する半径 5 百m程度をカバーエリアとする、簡易な FM 同報通信を可能とする新制度（登録局あるいは特定小電力無線局）を設け、そのための周波数として同帯の共用を検討すべきである。

## 個人J

22ページに平成5年売上高を100として、AM単営事業者は平成23年に48まで落ち込み、FM事業者も67です。

しかし、FM事業者の中にはコミュニティ放送局が数多く含まれていることを忘れてはなりません。コミュニティ放送が何故、急速に増えるのかも考えないといけません。

コミュニティ用のFMの周波数は都市部を中心に不足する状態ですね。

これを見れば、ラジオが単に廃れてゆく媒体と位置付けることはできません。

きっと、今の県域やそれよりも広い広域ラジオ局（関東、関西、中部）の売上高がよりひどく落ちているのではないでしょうか。

ラジオの歴史は1世紀近いです。近代においては、同じ産業が1世紀続くことは稀です。

ここが一つのポイントになると思います。

平成32年までに、少なくとも津波被害に弱いAM放送は全廃するという前提だらうと推察されます。これらを前提に、意見を述べさせ頂きます。

アメリカのラジオ局数（11305局）、ラジオ局所有者数（3408者）、それでもずっと局数は増えています。

売上高もリーマンショック後落ちているが、概ねリーマンショックの前の7割程度で既に回復途上です。

アメリカは小さな放送局が沢山あり、インターネットで世界に自国文化の情報を流しています。

イギリスもいろいろ云うが人口比では日本よりはるかにラジオ局の数は多いと思うのです。

こうしたことを考えれば、コミュニティ放送を中心に入々がより身近な放送を行う放送局も求めていると推察されます。

それと携帯電話やタブレット端末を活用が不可欠です。

AMラジオの全廃される平成32年を考えれば、ムーアの法則により携帯電話やタブレット端末は現在の一般的なハードディスクの容量の1テラバイト程度の半導体メモリーが搭載され、クラウドとの接続も一般化されていると推測されます。

逆に云えば、携帯電話やタブレット端末を上手く利用できれば、携帯電話会社との連携も可能になります。

私も、電波有効利用の促進に関する検討会を傍聴しましたが、電波利用料は揉めました。その理由は携帯電話事業者が利用料の大部分を負担して、放送事業者が少ないことです。

それに新たに防災行政無線に用途拡大はできないかという問題でも揉めました。

これらを包括的に収拾する方法として、大規模災害時等の通信の輻輳時に、同じ情報を得るのであれば放送の受信機能を携帯電話やタブレット端末が持つことで、携帯電話会社や固定通信事業者の負担軽減につながれば、ある部分はラジオのデジタル化への協力が可能かもしれないと思うのです。

それと防災行政無線の機能もデジタル化したコミュニティ放送の中に入れたらどうですか。

当然、インターネットを利用した全国（全世界）に放送を中継する前提です。

ある一定時間は毎日行政情報を流せば、防災行政無線と同じ効果もあるし、都市に出てきた人も

インターネットで故郷のラジオや行政情報を聞けたら故郷忘れないのではないかと思うのです。  
それに外国語放送も可能です。

それは携帯電話やタブレット端末の価値も高めます。

運動会で走る母校の姿を見たら、定年後は故郷で農家を継ごうかとも思うかも知れません。

その時に威力を発揮するのが、地元のCATV局による長時間の放送です。

テレビも含めて、インターネットを使えば画像放送も可能だし、特別の受信機も携帯電話やタブレット端末に受信機を入れたら、いろいろな機能が可能になります。

例えば、お年寄りが確実に行政情報も聴いたかも、一戸一戸の世帯からアンサーパックも可能です。

逆に云えば、長くアンサーパックが帰ってこないと孤独死等が疑われます。

このようにきめの細かな行政が可能になります。

次のようなにしたらラジオのデジタル化の可能だと思います。

ドコモ等の電気通信事業者が90～10.8MHzを使い、最新の技術でデジタルラジオの設備（プラットホーム）を作り、既存のラジオの放送事業者に貸して、新たにコミュニティ放送等を行いたい事業者にも、同時に貸すことが一番簡単にデジタル化を行う方法です。

これならラジオを行う放送事業者の負担も少なく、必然的にインターネットでも流せることになります。

基本的に設備の保守もプラットホームを作った事業者が行うことになるということです。

プラットホーム自体は電気通信事業者が作らなくて、NHKや民放連が作っても構わないと思います。

これは大規模災害が前提であり、プラットホームは放送事業者の中継回線も含めて、完全に無線化する必要があります。

場合によれば、この中継回線に同報系の防災行政無線に使っていた60MHz帯を使う手もあります。これならば無線機は安いと思います。

マイクロ波を使えば、値段が高くなるが、これなら安くできそうです。

こうした方式ならば、海外へも売れると思います。

## 個人K

V-Low の帯域は全てデジタルラジオ (ISDB-Tsb) で使用すべきと考えますが、もし V-Low を難聴対策としてアナログ FM の帯域としても割り当てるのであれば、主に AM 局や一部 FM 局の難聴対策向けの周波数としてのみ利用可能とし将来デジタル化に使用する可能性があることも了解の上で使用してもらい、コミュニティ放送 (アナログ FM) に割り当てるのは避けるべきと考えます。将来的に V-Low の全帯域をデジタルラジオにすることもあらかじめ検討しておくべきであり、その時にコミュニティ放送に周波数を移動してもらうことは経営規模を考えると難しいのではと考えるからです。もちろん、コミュニティ放送の中にはデジタルコミュニティとしてデジタルラジオをスタートさせたい放送局もあるでしょうから、そのような放送局については V-Low の帯域を使ってもらいデジタルラジオ放送を行ってもらうということで問題ないと思われます。デジタルラジオ受信器は、90MHz～108MHz の帯域を受信できるように設計しておいてもらう必要があると思われます。

放送 (アナログ、デジタルに関わらず) では災害時に緊急警報信号を放送局が出すことが出来て、この信号によりテレビやラジオを自動起動する事が出来るのですが、現在ほとんどのテレビやラジオに実装されておらず、放送局としても出している局もあれば出していない局もあるというのが実状かと思います。また、緊急警報信号には第一種と第二種があり、第二種は津波警報と明確な基準があるため過去に何度か警報が出ていますが、第一種は過去にまったくといっていいほど使われていない警報であり、結果として津波警報以外で緊急警報信号は出でていないかと思います。緊急警報信号は非常に有用な信号にも関わらず、現在の運用規定では非常に使いにくい信号になっているのではと考えられます。日本では J アラートというすばらしい警報システムがあるわけですから、これらと連動するなど緊急警報信号の使い方、使われ方について改めて検討しなおすことが必要なのではないでしょうか。津波だけでなく、様々な警報を知らせる為の緊急警報信号があれば、受信器の普及や放送局の対応にも良い影響が出てくると思います。デジタル放送では、さらに地域情報を付加したり詳細情報を付加できるわけですから、テレビ、ラジオのメディアで共通で運用できるような共通規格を策定するなどの検討も今後ネットワーク強化作業の一つとして重要な作業となってくるのではないかでしょうか。

個人L

今回の中間とりまとめ（案）に概ね賛同する。

なお、今後の具体的な制度設計面等へ寄与すべく、以下にコメントする。

1. 76MHz～90MHz 帯域における、新規割り当て可能な周波数の不足に関して

- (1) 現行の技術基準、具体的には中継局の混信保護比等を見直す。
- (2) その上で、ひとつの放送局（親局）あたり、中継局の周波数を出来る限り削減する。具体的には中継局のS FN化を目指す。

2. 安心・安全用の端末として、新たな受信機器の普及

- (1) 新たに、安心・安全端末の目的で、受信機の緊急時・自動起動機能を強制規格化する事を目指す。
- (2) 例えば、トーンスケルチ、パイロット信号の応用（多重を含む）など、安価な端末を可能とする規格化を目指す。
- (3) V-Low 帯域の FM 用の周波数拡大にも対応する。

3. インターネットサービスについて

- (1) NHK、民放ラジオとも、また国も、積極的にラジオのサイマル放送を押しすすめるべきである。
- (2) 受信者（国民）の不利益とならないように国の施策として、インフラの整備や運用、非常災害時対応、著作権等権利処理の一元化、簡素化を進めるべきである。  
あわせて、無用なエリア制限を行わないような施策やガイドラインを設けるべきである。

個人M

第4章 提言に関しまして

私は、東日本大震災において被災地のラジオ局各位が献身的な報道等をされたことに敬意を表しています。

今回の提言に関しては、経営維持が困難な事業を災害時の情報伝達を口実として継続させようとするものとなっている点に違和感を禁じ得ない。

平時における健全な経営ができるネットワークが災害時においても力を発揮できるように、諸条件を定めるのであれば話は分かるのであるが、そのような観点に立っていないと見受けられる点が遺憾である。

現状の送信ネットワークを、従来の事業者によって維持向上させることに無理が生じているのであれば、新たな技術と事業モデルでサービスすることを検討することが基本であると考える。まさにそのような取り組みが、同じ総務省において「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」にて行われ、平成22年7月に報告書が出ている。前政権での震災前の検討であったとは言え、あり得べき放送ネットワークの原則について率直な検討と報告が為されていることを、今回の検討会で全く無視している点が極めてもったいない。

また、当検討会で取り上げられているラジオメディアの諸々の困難性は、今後世界の各国が同様に抱えていく課題であるとも考えられる。

私としては、音声メディアを、他のメディア（映像やIPDCなど）も含めて一括して伝送できるV-Lowマルチメディア放送ネットワークを世界に先駆けて構築し、ワンセグが高い評価を受けているISDB-Tに続いて世界へと普及・拡大していくことが望ましい姿であるように思われます。

幅広い国民的議論が今後進められることに期待してやみません。

個人N

1 「放送ネットワークの強靭化」において我が国が蓄積してきた放送技術を有効に活用すべき  
という意見

首相官邸 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第61回）議事（H25.5）

「世界最先端 IT 国家創造」宣言—第2次安倍内閣の新たな IT 戦略—（案）

III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

（2）世界一安全で災害に強い社会の実現

①命を守り災害関連情報の提供等、防災・減災体勢の構築

において「災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を、確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる強靭な防災・減災情報インフラを構築。2015年度までに、Jアラートの伝達手段の多重化・多様化を含め重層的な情報収集・伝達体勢を構築。地理空間情報を利用した避難誘導や消火活動を2016年度までに導入を検討し、2020年度に導入。」

とある。

この取り組みを実現するためには最新の技術やこれまで開発し実用化はできているが十分に社会化できていない技術を有効に利用すべきである。例としては前者は放送波によるIPファイルキャストの技術であり、後者は緊急警報放送技術である。特に後者はテレビ放送の場合はごく限られた端末しかEWSに対応していない。

ラジオは音声メディアとして終戦直後の「尋ね人の時間（NHK）」のように情報内容を読み上げるだけでも有用な放送をしてきた伝統があり、今日でも災害時に頼りになる情報伝達手段であることは疑いのないところではあるが、マルチメディア放送のファイルキャスト技術を用いれば、音声ストリーミングと共に安否情報が千人単位でも短時間に端末に伝送して蓄積することができ、端末側のブラウザ機能と連動して利用者の要求に従って表示することもできる。この技術実証は、総務省主導の研究開発事業や昨年度の各地のV-Lowマルチメディア実験放送でも、最短時間で端末を起動できるEWS放送と共に確認されており、実験放送はすべてこれまで我が国が蓄積してきたデジタル放送方式技術ISDB-Tの集積の応用結果である。端末の製造についても地上波デジタル放送の部品やソフトウェアの蓄積を応用し、安価な安心・安全マルチメディア端末を製造できることも確認されている。

ラジオ放送は“すべての国民”から見て最低限を保証するメディアである。放送を受信するにあたって契約の必要や、近年家計支出の内で比重を増している通信料を支払うことなく誰でもが等しく利用できるメディアである。通信事業上で新規に開発される高度サービスも緊急メール配信を例に挙げても各々のキャリア契約者のみへの配信である。強靭化される放送ネットワークはこの“すべての国民への最低限の保証”を確保したまま、情報アクセスへの格差を解消する方向に向かうべきである。

さらにISDB-Tの海外普及を促進するという観点からも、AM放送設備、送信機の輸出だけではなく我が国が誇るデジタル放送技術を、知的財産としてのISDB方式、高度な防災関連システム、

国や地方の防災教育等のソフトウェアやコンテンツと我が国の安心・安全の文化と共にパッケージ化して輸出すべきである。これは国内の放送ネットワークの強靭化と同期して進めることができる。そのためにもまず、国内において投資を生み、関連産業を振興させる方向でメディアデザインが必要であると考える。

## 2 本中間取りまとめ(案) 第4章 提言 4新たなアイデアによる事業展開の推進 中の記述についての意見

県域ラジオ事業者について、サービスの「エリアフリー化」の推進と「メッシュ化」について触れられており、関係者において手続きが行われることを期待する旨の記述については、非常によい視点だと思います。ただし、全般に関して強靭化される放送ネットワークが既存の放送局や音声メディアであるアナログラジオ放送だけに偏って前提とされている印象を受けます。

### (3) 受けて側の強靭化 の文中

①ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進 の文中、ラジオ受信機へのワンセグ放送の音声を受信する機能の組み込みや、スマートフォン等へのラジオ放送を受信する機能の見込みを推奨とありますが、アナログラジオをワンセグ対応させることは、機能的、ハードウェア的にはISDB-Tsbによるデジタルラジオ端末の製造と普及に近接したことと思います。

②受信機の普及において、市販されていない帯域対応の受信機の普及について、アナログラジオだけに限定なのでしょうか。デジタル放送が行われる場合の端末普及に関しても記述がありませんが、公的機関等が自動的な取り組みをすることはデジタルは除外されているのでしょうか。本案がアナログ放送だけに限定した議論だとするならば統一感があるのですが、強靭化される放送ネットワークに別途、参入意向調査を行っておられるデジタル・マルチメディア放送が含まれているのであれば①②の記述には少し違和感を感じます。

本中間取りまとめ案がデジタル・マルチメディア放送は除外されているという前提であれば、意見1、2とも無用です。

個人〇

「放送ネットワークの強制化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に対する意見募集にあたり、下記3点の意見を提出させていただきます。

1. 周波数有効利用の観点から、既存 FM 周波数帯と V-Low 周波数帯でのアナログ FM 中継局置局時の SFN・DFN の活用と混信保護費の緩和。
2. AM 局の強制化による FM 波の活用時において、既存 FM 周波数帯か V-Low 周波数帯のどちらかでの全国共通の周波数帯の使用。
3. ラジオの IP 放送において、権利処理の簡略化、エリア制限撤廃など様々な諸問題も含めての国の支援の必要性。

個人P

第4章 提言 に「難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在FMラジオ放送で使用している帯域を利用可能とすることが適當。」とあるが賛成である。この帯域の利用可能な周波数が少ないといわれているが、次の見直しを行うことにより、利用可能な周波数が捻出できると思われる。1. 県域FM放送局が使用している多数の中継局の周波数の見直し。これは、混信保護比の緩和、地理的条件の再検討、などから可能になると考えられる。混信保護比は最近の受信機の性能向上により緩和することが可能と思われるし、地理的条件により同一の周波数が利用できる可能性がある。2. これにより捻出された周波数を利用し、現状ではFM帯域に離散的に配置されているコミュニティFMの本来の帯域への集合化が可能ではないだろうか。